

島根原子力発電所2号機に係る住民説明会等の開催状況
 及び出雲市広域避難計画について

島根原子力発電所2号機に係る住民説明会等の開催状況及び出雲市広域避難計画について
 下記のとおり報告します。

記

1. 住民説明会について

資料1-1・1-2

- (1) 令和3年10月24日(日) 13:00~16:00 出雲市民会館
 主催：島根県、出雲市

	説明者	説明内容
①	原子力規制庁	島根原子力発電所2号炉に関する審査の概要
②	内閣府	島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制について
③	資源エネルギー庁	国のエネルギー政策について
④	中国電力株	島根原子力発電所の安全対策、必要性について

- (2) 令和3年11月18日(木) 19:00~20:45 ビッグハート出雲
 令和3年11月20日(土) 10:00~11:45 平田文化館
 主催：出雲市

	説明者	説明内容
①	中国電力株	島根原子力発電所の概要および必要性について
②	出雲市	出雲市の原子力防災の取組について

2. 出雲市原子力安全顧問会議について

資料2

- 令和3年11月1日(月) 18:00~20:30 出雲市役所

	説明者	説明内容
①	資源エネルギー庁	国のエネルギー政策について
②	中国電力株	島根原子力発電所の概要および必要性について
③	内閣府	島根地域における原子力防災の取組について
④	出雲市	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について ・原子力災害に備えた出雲市広域避難計画の改定について

3. 出雲市原子力発電所環境安全対策協議会について

資料3

令和3年11月5日（金）10:00～12:00 ラピタウェディングパレス

	説明者	説明内容
①	資源エネルギー庁	国のエネルギー政策について
②	中国電力㈱	島根原子力発電所の概要および必要性について
③	出雲市	<ul style="list-style-type: none">・中国電力株式会社との安全協定に関する取組について・島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について・原子力災害に備えた出雲市広域避難計画の改定について

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について

資料4

令和3年11月9日（火）16:00～17:00 サンラポーむらくも

出席者：県知事、出雲市長、安来市長、雲南市長

議事内容：①安全対策協議会、住民説明会等における意見の報告について

②県から国への確認・要望事項について

5. 原子力防災に備えた出雲市広域避難計画について

資料5

	質問・意見	回答主旨（回答者）
①	<p>【原発の必要性】 原子力発電所を動かしてはいけないという立場で、動かすのをやめて、どうするかを考えるべきである。 国は、原子力発電所をどうしても動かさなければいけないと言うが、ドイツはやめると言っている。それをどう思うか。</p>	<p>（資源エネルギー庁） 国によって、エネルギー政策の考え方、置かれている事情が異なるため、一概には言えない。 ドイツは、原子力発電をやめる、縮小する方針であるが、世界に目を転じると、米国、フランス、英国、中国、ロシア、インドなど、原子力発電を活用する方針を掲げる国が多くあるのも事実である。 日本は、Sプラス3Eという考え方に軸足を置いている。日本は資源の乏しい国であり、安定かつ安価で、そして気候変動問題への対応も考えれば、原子力発電は欠かすことができない電源と考えている。 また、多層的な供給構造、様々な電源を確保し、使用することが大事であると考えている。</p>
②	<p>【原発の必要性】 説明会に参加して、とても不安になった。自分が住んでいるところは、ほとんどが高齢者である。避難やヨウ素剤配布について文書はくるが、実際の行動をしたことがない。自身の認識不足を反省する必要もあるが、県民はどのように考えているのか。 こんなにリスクがあるのに、原発は本当に必要なのか。子どもたちにどう説明して、これから暮らしていくのか。今、原発を動かさずに生活できているのに、動かさないといけない理由をお聞きしたい。</p>	<p>（内閣府） 原子力災害時には、放射線量率が高くなった区域だけ避難、あるいは一時移転していただくこととしており、UPZ内の全ての方が避難されるケースはあまり想定していない。 一時移転の対象区域が特定できた時点で、一時集結所あるいは避難退域時検査場所に安定ヨウ素剤を置いておき、必要な説明を受けたうえで、避難者に服用いただくことを想定している。 避難計画の住民理解が不足しているところのご指摘であるが、今回の計画は原子力防災協議会の枠組みで、各自治体と一体になってまとめたものである。県や市のホームページ等へのアクセス、県や市が行う説明会、防災訓練等への参加、あるいは県や市が配布しているガイドブックやパンフレット等を通じて更なる理解促進に努めていく。</p>
③	<p>【原発のコスト】 経済産業省が今夏公表した2030年時点の発電コスト試算において原発と太陽光が比較されているが、朝日新聞は原子力発電が安いとは言えなくなっていると断定している。政府のコスト試算は、放射性廃棄物の処分費やテロ対策費などにおいて、推計が十分ではないのではないかと書いてあった。 また、原子力発電を続ければ、電気料金は高止まりすると書かれていたが、その辺りは</p>	<p>（資源エネルギー庁） 原子力発電については様々なコストを含んでいる。新規規制基準対応での安全対策費、使用済燃料の再処理の核燃料サイクル費用、そして最終処分費や事故リスクの費用も含めた試算である。 事業用太陽光のコストは、原子力発電より若干低い値になっており、その点について新聞報道があったと認識している。 一方で、再生可能エネルギーは、自然変動</p>

	質問・意見	回答主旨（回答者）
	どうなのか。	<p>があることから、バックアップのコストを踏まえると、コストはもう少し高くなるとの、委員（第8回発電コスト検証WGにおける委員）の指摘もあったところである。</p> <p>原子力が低廉な電源であることは、コスト試算のグラフからも言えると考えている。</p>
④	<p>【再生可能エネルギー】</p> <p>日本は、地震列島、火山列島であるため、地熱発電を増やした方が良い。数十万や数百万キロワットではなく、地域ごとに数万キロワット単位の地熱発電所を設置して、その地域でエネルギーを賄ってはどうか。雇用も生まれ、また安全保障的には良いと思う。もう少し地熱発電のシェアを増やす検討をしてはどうか。</p>	<p>（資源エネルギー庁）</p> <p>地熱発電については、地域での共生や、経済性の課題もあるが、地熱発電も含め、再生可能エネルギーの最大限の導入を図っていく方針である。</p> <p>地熱の導入拡大に向け、自然公園法などの規制の見直しも視野に進めていくべきではないかと考えている。</p>
⑤	<p>【原発立地地域等の住民負担】</p> <p>2050年にカーボンニュートラルを実現するために、産業界、消費者、政府など国民各層が総力を挙げた取組が必要と書かれている。そのとおりだと思うが、そのために様々な負担をしなければならない場合、電気代であれば、国民が平等に負担することになるが、原発は、立地自治体や、廃棄物処理する場所の住民が危険を負担しなければならない。そこは不平等だと思わないのか。</p>	<p>（資源エネルギー庁）</p> <p>原発の立地にしても、最終処分にしても、核燃料サイクルにしても、それは特定の地点がゆえに、全国的に平準化されている問題ではないのではないかと、というご指摘と受け止めた。</p> <p>原子力政策の推進にあたっては、地域の理解を得ながら進めていく方針であり、一つ一つ丁寧に説明し、1人でも多くの地域住民に理解をいただきながら進めていきたいと考えている。</p>
⑥	<p>【高レベル放射性廃棄物】</p> <p>高レベル放射性廃棄物は、35万トン蓄積されていると聞いている。また、国内では各原子力発電所や六ヶ所村で保存が予定されているようだが、その保存容量が既に80%を超えているとも聞いている。こうした状況の中で、今後も長期スパンで廃棄物を出し続けて良いか。</p> <p>また、高レベル廃棄物の地下埋設に対する自治体の反応はかなり厳しいものがあると思う。</p> <p>地震大国の日本は、原発ではなく、再生可能エネルギーに早く転換することが大事ではないか。</p>	<p>（資源エネルギー庁）</p> <p>原子力の活用過程では、使用済燃料が生じる。また、貯蔵容量の8割に達しているのは事実である。</p> <p>使用済燃料は、核燃料サイクルという形で再処理を進める方針である。その中核施設について規制委員会の許可が出たことは、大きな前進と考えている。引き続き安全を最優先に取り組んでもらいたい。</p> <p>そして、その過程において、高レベル廃棄物が生じる。これは、地層処分の方針だが、現在、全国の様々な自治体と対話活動を進めており、北海道の2自治体で文献調査が開始するという進捗も見られている。</p> <p>社会全体でしっかり解決していくべき重要な問題と考えており、地域の意見を大事にしながら、一步一步取組を進めていきたい。</p> <p>原子力発電所については、原子力規制委員会の許可が出た場合、その判断を尊重し、再</p>

1. (1) 住民説明会（島根県・出雲市主催）について

資料1-1

	質問・意見	回答主旨（回答者）
		稼働を進めていく方針である。再生可能エネルギーについても、最大限の導入に取り組むこととしており、今回その比率を大きく引き上げている。
⑦	<p>【安全対策（自然災害）】 複数の火山が同時に噴火した場合、火山灰の量の計算は、不可能ではないか。</p>	<p>（原子力規制庁） 審査では、複数の火山が同時に噴火し、同時に火山灰が来ることは考慮していない。かなり大規模な噴火を想定しており、それが複数箇所ですべて同時に起こるとすることは考えなくて良いとの判断のもと、三瓶山単独での噴火を考えた降灰を設定している。</p>
⑧	<p>【安全対策（自然災害）】 原子力規制委員会に問い合わせ、新規制基準で原発の安全性は担保できるかと聞いたら、担保できないと言われた。 また、宍道断層が起こす地震は、マグニチュードいくらと設定しているか。</p>	<p>（原子力規制庁） 事故が絶対に起きないということを担保しているものではない。どんなに対策を講じてても、リスクは残る。残っているリスクをできるだけ小さくする努力を続けるということが大事だと考えている。 宍道断層が起こす地震は、マグニチュード7.5を想定している。</p>
⑨	<p>【安全対策（自然災害）】 「宍道断層」と「F-Ⅲ断層＋F-Ⅳ断層＋F-Ⅴ断層（海域の断層）」が起こす地震が同時に起こる可能性はあるか。</p>	<p>（原子力規制庁） 宍道断層と海域の断層は、それぞれ別の断層であり、同時に地震を起こすような断層ではないと判断している。それぞれが単独で動いた時の地震動という形で評価している。</p>
⑩	<p>【安全対策（自然災害）】 活断層については、1号機の申請時に中国電力は0で出している。その後8km、そして22km、今度は39kmを示された。島根原発稼働時から関心を持って見ているが、これまでの経過に異論がある。</p>	<p>（原子力規制庁） 今までの審査では、事業者が調査して、ここには断層がないと言ってきたものについて、断層があるという物証があるのかどうかということ判断してきた。 しかし、今回は、本当に断層がない、その先も含めて断層がないという物証をきちんと出してもらおう形で審査し、東西の端部を決定している。宍道断層がこれ以上の長さに伸びることはないと考えている。</p>
⑪	<p>【安全対策（テロ対策）】 新規制基準では、テロや航空機の衝突への対応が新設されているが、テロ対策は本当に大丈夫か。ロケットへの対策は記載されていないが、心配する必要はないのか。我が国の防衛力で十分に対応可能という考えか、あるいは、今後、ロケットへの対応について記載されるのか。</p>	<p>（原子力規制庁） 新規制基準では、大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に活動するための手順書、設備の整備などを要求している。 ミサイル攻撃については、国家間の紛争・戦争になるため、今回審査した設置変更許可、それから原子力規制によって対応することになっていない。武力攻撃事態について</p>

	質問・意見	回答主旨（回答者）
		は、武力攻撃対処法、国民保護法に基づく枠組みで対応することになる。
⑫	<p>【安全対策（重大事故対策）】 福島第一原発事故の際に、豚の鼻と呼ばれているところから、運転員が中の圧力を抜く処置をしたが、事前確認をしていなかったため、実際にそこから排出されたのか運転員にわからなかったという記事を読んだ。 事故が起きた時に、実際どうなるのか、シミュレーションされているか。</p>	<p>（原子力規制庁） 新規制基準では、重大事故時の対策として体制の整備、要員に対する訓練の実施等を求めており、事故が起こった時に、どういう状況が発生するのか、対策準備している設備が動いた状況ではどういうことが確認できるのかについて、しっかり訓練しているということを確認している。福島第一原発事故のような状況にはならないことを確認している。</p>
⑬	<p>【安全対策（重大事故対策）】 ミサイルは管轄外とのことだが、大型航空機の衝突は、ミサイルに相当するのではないか。 大型航空機が原子炉建屋に衝突しても壊れないのか。それに対する安全対策等についての説明がなかった。</p>	<p>（原子力規制庁） 大型航空機が衝突した際に、角度や衝突の仕方にもよるが、原子炉建物が絶対壊れないとは言えない。 ミサイルについては、どの程度の被害があるのか全く想定ができない。仮に、ミサイルが飛んできた場合、大型航空機の衝突やテロのために用意したもので使えるものがあれば、その中で対応することになる。</p>
⑭	<p>【安全対策（重大事故対策）】 想定外の津波や地震が発生した場合に、原発周辺で人が住めなくなる、あるいは周辺の住民が被ばくするという可能性はあるか。</p>	<p>（原子力規制庁） 現在有している知見の中で想定外がないように努力し、審査の中で反映できたと思っている。 ただし、科学的に全てが判明していることはあり得ず、想定している以外のことが抜けていることもあり得る。想定外があることを前提に、規制の高度化を図っていかなければならない。もし重大な事故を起こすような想定外が発見されれば、規制に取り入れていきたいと思っている。 福島第一原発のような事故を起こす可能性は、かなり低いレベルで押さえ込んでいると思っているが、事故が起こらないとは言えない。</p>
⑮	<p>【UPZの設定】 原子力災害対策重点区域は、同心円状で記載されるが30kmできれいに分かれるものではない。福島原発事故でも（放射性物質が）東京まで飛んできている。そのため、同心円状で記載された資料を見るたびに違和感がある。 また、小売り店舗等に、放射線測定器を置いて欲しい。</p>	<p>（内閣府） 一連の資料については、あくまでも緊急時モニタリングの実施体制である。まず、一時移転等を含めた判断に利用するため緊急時モニタリングを実施するが、このモニタリング地点以外でも測定を行い、その広がりについても対応する。 放射線測定器を様々なところに配備すべきとの意見については、緊急時モニタリン</p>

	質問・意見	回答主旨（回答者）
		グの結果を踏まえて、臨機応変に測定に出向く形で対応していきたい。
⑯	<p>【緊急時活動レベル】 いきなり全面緊急事態となり、避難になることがあるか。警戒事態や施設敷地緊急事態を飛ばして、今からすぐ逃げてくださいう状況になることがあるか。</p>	<p>（内閣府） 原子力事業者から原子力事故の一報が入ると警戒事態に入る。その後、原子力発電所の状況に応じて、施設敷地緊急事態、全面緊急事態と進展することを想定している。 これらが同時に起こることはないが、事態の進展が非常に短い期間で起きる可能性は否定できない。全面緊急事態になれば、首相が非常事態宣言を発することになるが、これを非常に短いタイミングで行うケースも否定はできない。</p>
⑰	<p>【新型コロナウイルス感染症対策】 コロナ禍においては、人と人の距離を確保する必要があり、これまでより避難所収容人数が少なくなると思う。現在の避難所で充足しているのか。</p>	<p>（内閣府） 緊急時対応の検討にあたっては、原子力災害時に必要となる避難先が十分確保されていることがベースになっている。 現在、確保されている避難先は、一定の余裕が見込まれると考えており、この余裕を持って感染症対策に必要な避難先に充てる予定である。 また、感染症対策により必要となる避難先については、感染症発生状況と原子力災害のリスクを両立させての対応となるため、自治体と調整しながら、その時々で判断していく。 なお、感染症流行下における避難所については、内閣府の参考資料や県のガイドライン等を踏まえながら、臨機応変に対応する。</p>
⑱	<p>【放射性物質の放出の想定】 出雲市は原発に近く大変心配している。風向き一つで放射能がどちらに飛ぶのかわからない。万が一、事故が起こった場合の想定はどうなっているのか。 島根だけではなく、鳥取、山口、広島と広範囲に放射能が広がっていくのではないか。</p>	<p>（内閣府） 福島原発事故の反省に立ち、緊急時モニタリングのためのモニタリングポストを175箇所設置している。 風向きによっては、放出された放射性物質（プルーム）が通過する可能性がある。自家用車で避難されることもあると思うが、外にいたりかえって被ばくするリスクがある。これを防ぐため、屋内退避を行う。密閉性を高めた建物内へ退避することで、放射線が一定程度遮へいされる。また、放射性物質の体内への吸入が低減される。 放射性物質は飛んでいった先で、雨等で沈着する可能性があるが、こちらもモニタリングを行い、必要と判断された場合に一時移転を実施することになる。</p>

	質問・意見	回答主旨（回答者）
⑱	<p>【放射性物質の測定】 まだ、原子力緊急事態宣言は解除されていない。放射性物質を含んだ食品等が流通している。各店舗で、顧客自身が放射線を測定できるように、放射線測定器を顧客の数だけ置いて欲しい。自分で放射線を測ったうえで商品を購入したい。日本全国そのようにしていただきたい。</p>	<p>（意見）※内閣府説明時の意見</p>
⑳	<p>【避難道路の整備】 一時移転等に必要となるバス確保の説明があったが、車両確保の前に道路が必要である。松江市内でも、橋の耐震設計が全くできていない。 福島原発事故の際、応急給水部隊が福島原発から55km地点にいたにもかかわらず、日本水道協会の指示で新潟へ避難したという新聞記事がある。 30kmという距離は関係ない。まず、道路が必要である。避難道路である国道431号は50年経っても何もされていない。 再稼働ありきの説明会、やったふりはやめていただきたい。</p>	<p>（内閣府） 緊急時対応は、既存の道路で円滑な避難を行う想定で作成している。 原子力災害において、避難道路の確保は、地域住民の安全安心のために重要だと認識している。また、複合災害等も考慮し、早急な道路啓開、復旧が必要だということについては、同じ認識である。 そのうえで、ハード対策については国土交通省など関係省庁と丁寧な議論を進めるべきものと認識している。 道路整備はできないが、内閣府では避難を円滑化を行うための対応策、既存の道路であっても、住民が安全に円滑に避難できるようなソフト面での対策について、島根県・出雲市とともに検討してきたところである。</p>
㉑	<p>【広域避難、避難時の補償】 島根県の住民は県境を越えて広域避難することになるが、受入先の自治体で避難者受入マニュアルが未策定であるなど、受け入れ側の対応ができていない。 また、避難した場合の費用はどうなるのか。実際に避難した場合の費用を具体的に検証していただきたい。原賠法における中国電力の最高補償額はいくらなのか、それで不足する場合は国が援助することになっているが、国はいくらまで援助できるのか。</p>	<p>（内閣府） 広域避難については、島根県が広域避難先の受入マニュアルを作るためのガイドラインを策定している。そのガイドラインに基づき、受入先となる県外の市町村に受入マニュアルの策定を進めていただいている。 今年度中に未策定の市町村も整備予定である。広島県、岡山県については、受入先となる市町村が西日本豪雨など一般防災への対応をとりながら、原子力防災に係る広域避難受け入れの検討を行わなければならない状況にある。このため、策定に時間を要している背景があることをご理解いただきたい。 また、避難時の補償についてであるが、経済産業省に、原子力災害支援チーム、フェーズⅡと呼んでいるチームがある。長期に避難を余儀なくされた方のために対応する組織であり、緊急時対応が始まれば、支援チームも入ってくる。一気通貫で対応する組織として、内閣府と連携する仕組みができています。 さらに、原子力災害の被害者救済等を目的</p>

1. (1) 住民説明会（島根県・出雲市主催）について

資料1-1

	質問・意見	回答主旨（回答者）
		<p>として、原子力災害の賠償に関する法律と、原子力損害賠償補償契約に関する法律という2つの法律がある。仮に、避難が長期化した場合においても、きちんとしたスキームが用意されている。</p>
<p>②②</p>	<p>【行政職員の対応能力】 モニタリングポストや線量計あるいは移動線量計を扱う職員が非常に少ない気がしている。 通常業務の中で、そういったものを充実させていくためには、内閣府の強い指導や、それを踏まえた第三者委員会あるいは専門家の意見等を聞く必要があるのではないか。また、今後行われる（原子力規制委員会の）審査内容に含まれているか。</p>	<p>（内閣府） （原子力規制委員会の）審査対象には、なっていない。 国では各市町村とともに原子力防災研修を行っており、その中で資機材の利用に関する研修を行っている。 原子力災害時には、こうした職員が松江市にあるオフサイトセンターに急行し、災害対応にあたることになっている。</p>
<p>②③</p>	<p>【広域避難の住民理解】 原子力災害が起きると思うと、本当に恐ろしいというのが正直な気持ちである。県民には、原発に対する危機意識がある。 子どもたちの未来のためにも、地域住民の十分な理解と安全に対する心配を十分に汲んだうえで、再稼働の判断を行っていただくよう切にお願いしたい。</p>	<p>（意見）※内閣府説明時の意見</p>
<p>②④</p>	<p>【再稼働判断時期】 安全対策工事が終了していない段階で、地元同意を求められる意味がわからない。 福島第一原発の事故では、想定外であるとして、誰も責任を取っていない。福島第一原発事故の想定は、説明のあった安全対策でクリアできるかもしれないが、何が起るかかわからない。このため、再稼働を認めるとは言いがたい。</p>	<p>（原子力規制庁） 今回は、設置変更許可が終わった段階であり、設計及び工事計画認可、保安規定変更認可の審査を通ったうえで、検査が終了しなければ、再稼働にはならない。 できるだけ事故が起きないように、また事故が起きたとしても、追加で整備した手段で収束できるかということをシナリオごとに確認している。 また、それらの対策がすべて効果を発揮しなかった場合でも、放射性物質の拡散を抑制する対策を準備していくということである。</p>
<p>②⑤</p>	<p>【再稼働判断時期】 最終的に島根県知事等が再稼働判断を行う時期はいつなのか。検査終了後に、本格的な稼働なのかかわからないが、いつなのか。 今、決めなくてはならないのか。今、再稼働を認めれば、今後、中国電力だけが再稼働の準備を進めていくのか。</p>	<p>（原子力規制庁） 現在、審査が終了しているのは、設置変更許可の部分だけである。今後、詳細設計と運用の部分について書面上の審査していく。それぞれ書面上で確認した後に検査を行うことになるが、規制は今後も続いていく。 基本設計、詳細設計、運用ルールを含めて、施設や設備もそのとおりできていると確認できるのは、検査の終了時点になる。</p>

1. (1) 住民説明会（島根県・出雲市主催）について

資料1-1

	質問・意見	回答主旨（回答者）
		<p>再稼働にあたり最低レベルの安全性が担保できているということは確認をしており、今回の設置変更許可でも基本設計方針という部分で確認している。</p> <p>再稼働を進める立場である事業者と資源エネルギー庁が、地元同意を要請していることは認識しているが、なぜ今の時期か、ということについては関知していない。</p>

1. (2) 住民説明会（出雲市主催）について

資料1-2

	質問・意見	回答主旨（回答者）
①	<p>【原発の必要性】 原発は、安定的な発電が可能だと説明されるが、1年に1回は必ず1か月以上の定期的な点検が発生するため、その間は他の電源が必要になる。また、燃料を安定的に調達できるという表現にも疑問がある。</p>	<p>（中国電力株） 原子力発電が安定的に大量の発電が可能なベースロード電源と説明しているのは、昼夜を問わず、一定の出力を使って、発電をすることが可能であるということである。 ウラン燃料については、化石燃料と比べ、採掘できる年数がより長いこと、また採掘場所が、政治情勢が比較的安定をしている国にあることから、安定的に調達ができる。</p>
②	<p>【原発の必要性】 電気代を2割値上げすれば原発はいらない。電力事業者と国が協議し、もっと前向きに安全を優先していただきたい。また、高レベル放射性廃棄物の問題もある。 ドイツは、原発を廃止したが、日本も見習うべきである。</p>	<p>（中国電力株） 電気は、社会生活、産業活動を進めていくうえで重要なものであり、安価に供給することは重要なポイントである。また、安定供給や温暖化対策を考慮すると、安全確保を前提に原子力発電の必要性はあると考えている。 高レベル放射性廃棄物の処分場については、適地を探す努力を行うとともに、理解活動にしっかり取り組んでいきたい。 エネルギー事情は国によって異なる。他国と送電線が繋がっておらず、CO₂対策で化石燃料を使うことも困難な日本において、原子力発電は一定の役割を果たすことができると考えている。</p>
③	<p>【原発の必要性】 個人的には、福島原発のことが忘れられない。住んでいるこの地域を離れなければいけないということは考えられない。万が一のリスクに見合うだけのことがあるのか。</p>	<p>（意見） ※出雲市説明時の意見</p>
④	<p>【原発のコスト】 原子力の発電コストは、他の発電方法とそんなに変わらないと言われるが、廃炉コストまでを考えたときに、本当に経済的なのか。</p>	<p>（中国電力株） 発電コストの試算の中には、廃炉コストもすべて含まれている。コストの試算は、様々なエネルギー源を同じ条件で並べて比較するもので、大まかな考え方ではあるが、必要なコストは全て盛り込んでいる。</p>
⑤	<p>【原発のコスト・人命の優先】 原子力発電のコストには、復旧費用、賠償費用は含まれていない。電力消費者や国の負担で賄っている。また、最優先されるべきは人命である。</p>	<p>（中国電力株） 原子力発電のコストには、計算上、復旧費用や賠償費用が含まれている。東京電力は、賠償費用を自らの企業活動の中で捻出することになっており、また国の支援を受けているが、最終的には、事故が起こったときの責任は、全て事業者が負わなければならないと思っている。 人の命を大切にするという気持ちは同じである。何より事故を起こさない、そして万</p>

1. (2) 住民説明会（出雲市主催）について

資料1-2

	質問・意見	回答主旨（回答者）
		<p>が一事故が発生した場合でも、その影響をできるだけ小さくするとともに、誠実に対応していかなければならないと考えている。</p>
⑥	<p>【高レベル放射性廃棄物の最終処分】 高レベル放射性廃棄物の最終処分場がないのに、原子力を使うのは常識では考えられない。ベースロード電源で必要だとしても原子力はやめるべきである。</p>	<p>（中国電力株） 高レベル放射性廃棄物の処分場については、国を挙げて検討してきたが、地層処分という処分方法を決めるのに時間を要した経緯もある。処分場がないのは事実だが、発生した廃棄物を保管する場所がまだあり、発電しながら、処分場を探していく考えである。</p>
⑦	<p>【高レベル放射性廃棄物の最終処分】 高レベル放射性廃棄物は処分場が決まっていらないが、どう処理するのか。</p>	<p>（中国電力株） 最終処分場は、中国電力も発生者として理解活動も含めて対応してまいりたい。廃棄物の保管場所に若干の余裕があるため、この余裕を生かしながら、並行して処分場の適地を探し、原子力発電を進めていきたい。</p>
⑧	<p>【高レベル放射性廃棄物の最終処分】 高レベル放射性廃棄物の処分地が決定していない状態で、再稼働することには疑問がある。保管場所はあると言われるが、このまま処分地が決まらない場合、原発を止めることができるのか。</p>	<p>（中国電力株） 運転を継続しながら、発生する廃棄物は保管場所に置き、そのうえで処分場を探していく。安全性の確保が最優先だが、環境特性、安定供給を考えると、原子力発電所を動かすメリットがあると考えている。</p>
⑨	<p>【安全対策】 原子力発電所の設置時の公開ヒアリング等では、幾重もの安全対策が強調されていたが、福島では事故が起きた。同型の原子炉について、どのように説明をされるか。</p>	<p>（中国電力株） 原子力発電所の安全を確保していくうえで、幾重もの安全対策が放射性物質を外部に出さないために重要な機能を持っていることは、福島の事故以降も変わらない。しかし、福島の事故を踏まえ、それでもなお事故が起こりうる前提で安全対策をすることが必要であると考えている。</p>
⑩	<p>【安全対策（テロ対策）】 テロ対策について、サイバーテロへの対策も考えられているのか。</p>	<p>（中国電力株） 島根原発においても、サイバーテロがあることを前提に、様々な対策を講じている。テロ対策については、他の電力事業者とも情報共有しながら取り組んでいる。</p>

	質問・意見	回答主旨（回答者）
⑪	<p>【安全対策・責任の所在】 外国からのミサイル攻撃や温暖化に伴う気候変動など、不測の事態に対応できるのか。 全ての責任をとるのは中国電力だと考えている。本来は避難計画も全て中国電力が行うべきである。</p>	<p>（中国電力株） ミサイルは、国防の中で対処することとなる。事業者としては、その情報を入手したら、国と連携し、発電所を停止するとともに、その時に使える設備を使い、影響を最小限に食い止める。 温暖化による気候変動については、様々な自然災害を想定して、安全対策を行っているが、新たな知見を取り入れながら改善していきたい。</p>
⑫	<p>【UPZの設定】 30km という距離にどういう意味があるのか。例えば、地形や、季節ごとの風向きなどを取り入れて、シミュレーションを行い、洪水時のハザードマップのような具体的なデータを出してもらえると、覚悟の仕方が違ってくる気がする。</p>	<p>（出雲市） 30km 圏は、国際基準をもとに、国が設定している。福島原発事故に匹敵する規模の重大事故を想定したとしても、30km 圏外については、万が一、緊急時モニタリングにおいて一時移転等が必要になった場合でも、実施するまでの十分な時間的余裕があるため、30km 圏まで計画を策定しておけば対応できるとされている。 様々なシミュレーションを行うことは可能だと思うが、条件設定によってとるべき対応が変わると思われるため、計画上は30km で線を引いていると理解している。</p>
⑬	<p>【環境への影響評価】 県が作成するアトムの広場に、「環境への影響は認められませんでした」と書いてあるが、それはなぜか。今、原子力発電所には何が置いてあるのか。</p>	<p>（中国電力株） アトムの広場の記載については、発電所の周辺に、発電所に保管してある放射性物質による影響があるかどうかを測定した結果として、影響がないという評価をした、ということだと受けとめている。</p>
⑭	<p>【原発の立地場所】 原子力発電所が、全国の人口の少ないところにあるのはおかしい。</p>	<p>（中国電力株） 原子力発電所は、岩盤が強固で、大量の冷却水を確保できる場所を適地として設置している。</p>
⑮	<p>【避難の実効性、原発の必要性】 バス避難の際の大量のバスの調達、乗車等の対応はどうするのか。絶対にできない。はっきり断言するが大変なことだと思う。福島の被災者は、人生最悪だったと言っている。そこまでして原発が必要なのか。本当に考え直して欲しい。もっと住民の意見をしっかりと聞いていただきたい。</p>	<p>（出雲市） 放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングが行われ、避難等が必要な場所の絞り込みが行われる。このため全地区が一斉避難するかどうかは、その結果を受けての判断となる。仮に、全地区が一斉に避難することとなった場合、避難者の約1割がバス避難されると想定しており、県内のバス会社の保有車両で不足する場合は、山陰両県を除く中国地方のバス会社から調達することになっている。</p>

1. (2) 住民説明会（出雲市主催）について

資料1-2

	質問・意見	回答主旨（回答者）
		<p>原発に対しては様々な意見があり、いただいた意見も踏まえ、市として再稼働への意見を考えていく。そのうえで、安全性を第一に、再稼働の必要性、住民の避難対策を総合的に考えて判断する必要があると思っている。</p>
⑯	<p>【避難計画の審査】 新規制基準への適合性審査の中に、なぜ避難計画がないのか。</p>	<p>（中国電力株） 避難計画が、国の審査対象となっていないのは、法律の枠組みが違うという理由がある。避難計画は、災害対策の法律に基づくものである。ただし、原子力災害対策指針は原子力規制委員会が取りまとめており、また避難対策については、国も関与して、確認するプロセスになっている。</p>
⑰	<p>【一時集結所】 一時集結所は地区毎に決まっているが、隣の地区の一時集結所に避難しても良いか。</p>	<p>（出雲市） 一時集結所は、避難等が必要となる地区に開設するが、当該地区の方しか使用できないものではない。どの地区の一時集結所に行かれても問題はない。観光客などの一時滞在者も受け入れることになっている。</p>
⑱	<p>【避難先】 県外避難先は広島県の瀬戸内側である。移動に相当の時間がかかるが、もう少し近いところ、例えば県内へ避難できないか。</p>	<p>（出雲市） 避難先は、島根県と中国5県、特に受け入れていただく広島県等との協議を経て決められたものである。基本的には、発電所から近い地域は影響が大きいことから、松江市は県内避難、出雲市においても発電所に近い地区は市内避難というように定められている。 十分な余裕を持って受け入れることができるよう、広島県内の自治体に要請してきた経緯もあり、ご理解いただきたい。</p>
⑲	<p>【避難ルート（複合災害）】 災害時には、地震による道路寸断等も十分予想されるが、どのように避難すれば良いか。</p>	<p>（出雲市） 避難ルートが使用できない場合に備え、代替ルートを定めているが、そこも被災した場合、道路管理者が道路啓開、復旧活動を実施する。それでもなお避難が困難な場合は、自衛隊などに支援要請を行い、確実に避難していただくこととしている。</p>
⑳	<p>【放射線測定器の配備場所】 放射線測定器の配備場所は、市内で市役所だけか。</p>	<p>（出雲市） 放射線測定器は、市役所の庁舎のほかに出雲科学館に配備している。万が一、測定が必要な状況が生じた場合、そこから持ち出すほか、県が配備している機器を用いることとしている。</p>

1. (2) 住民説明会（出雲市主催）について

資料1-2

	質問・意見	回答主旨（回答者）
⑳	<p>【電力事業者としての資質】 中国電力では、送電線の点検をヘリコプターで行っており、以前に大変危険な思いをした。大変低いところを飛ぶが、そうした点検を行うことを一般市民に公表していない。中国電力に対して、改善を求めたが断られた。費用がかかるから、安全は二の次と言われた。そのため、安全第一という言葉が信用できない。今後、原発を再稼働するのであれば、第三者機関がしっかりと点検をするようなシステムにしなければ、原発を任せることはできない。</p>	<p>（中国電力株） 送電線の巡視のために、定期的にヘリコプターでの巡視を行っているが、法令に基づき、安全規則等も確認をしながら実施している。これまでの対応を改めて確認し、不備があれば、適正に処置をしてまいりたい。 また、コストはかかるが、安全を優先しながら、安全対策をしていくという考えに変わりはない。</p>
㉑	<p>【電力事業者としての資質】 中国電力は、原発の管理について安全が第一と言っているが、中国電力の社員から、利益優先で、安全は二の次だと聞いた。利益がないと事業を運営していけないのは当然だから、安全第一と言わないで欲しい。また、機密文書の廃棄や点検漏れなどがあったが、中国電力の姿勢に疑問を持っている。</p>	<p>（中国電力株） 我々は、安全が第一と考えている。 企業体である以上、利益の確保は重要であるが、そのベースには安全性の確保があつてこそのものであると考えている。福島を事故を目のあたりにした原子力発電に携わっている者として、コストではなく、まずは安全を重視する姿勢で取組を進めてまいりたい。 機密文書の廃棄については、改めて安全第一の意識をしっかりと持ち、文書管理を含めて、適切な管理を徹底し、事業を進めていく。</p>
㉒	<p>【電力事業者としての資質】 不適切事案の発生は、企業体質の問題だと思うが、どのように改善するのか。</p>	<p>（中国電力株） 企業体質の改善に向けては、原子力を扱っていることを一人一人が自覚して仕事に向き合うということが大事である。個人の業務内容を確認して、できていないものがあれば必要な支援・改善をしていく。そうした取組を積み重ねながら、不祥事を起こさない体制に変えていかなければならないと考えている。</p>
㉓	<p>【電力事業者としての資質】 中国電力の点検漏れについては、初歩的なものであり、あり得ない。社内の点検は信用できないと言われても仕方がない。今後、そのようなことがないように、万が一起きた場合は、会社を挙げて責任を取るぐらいの覚悟を表明していただきたい。</p>	<p>（中国電力株） 不適切な取扱い、特に意図的な不正は、あつてはならないと思っている。再発防止対策を確実に実施するというだけでなく、社員一人一人の意識改革を行っていきたい。ゴールはないと思っており、覚悟をもって取組を進めてまいりたい。</p>
㉔	<p>【電力事業者としての資質】 中国電力の取組や原子力発電の必要性は理解したが、住民の命と暮らしを守ることが第一でなければならない。中国電力の説明は、電力設備を守るという視点が色濃く、住</p>	<p>（中国電力株） 住民の命と暮らしが大前提という考えは、全く同じである。原子力発電所の設備を守るための対策に力点を置いた説明になつたとすれば改めるが、設備を守ることが、地</p>

1. (2) 住民説明会（出雲市主催）について

資料1-2

	質問・意見	回答主旨（回答者）
	<p>民の命と暮らしを守るという視点が薄いと感じる。</p>	<p>域を守ることに繋がるという気持ちで安全対策をとっているのも事実である。 また、万が一、避難等が必要な事態になった場合には、発電所を守るだけでなく、避難者対応を一緒に取り組むこととしている。</p>
<p>②6</p>	<p>【安全協定】 立地自治体等の意向もあるとは思いますが、中国電力には、30km圏内にある自治体との間で、立地自治体と同様な安全協定を結んでいただきたい。</p>	<p>（中国電力株） 安全協定については、発電所の建設に伴う許認可権限を立地自治体が持っていることを前提に、発電所全体の計画に包括的に関与してもらおう趣旨で、事前了解の権限を設けている。この背景には、住民の日常生活の中に、発電所がある自治体との違いがあると思っている。そのうえで、今回、県に協力いただき周辺3市の意見を聞いていただく仕組みができた。また、現在の安全協定にも、周辺自治体の意見を聞く仕組みがある。こうした仕組みもあわせて、意見を聞きながら、発電所を運営していきたい。</p>
<p>②7</p>	<p>【安全協定】 安全協定の申入れに対する中国電力の回答に、事前了解は見直し困難とあるが、その根拠を教えてください。</p>	<p>（中国電力株） 立地自治体との安全協定は、島根原発1号機が運転を開始する前から締結している。建設当時の土地の提供や、漁業への影響など様々な影響を受けられる方々の意見を取り込んでいく考えのもとで、事前了解という権限が設定をされたところである。そういった経緯があること、また現状でも島根原発の周辺にお住まいの方々には、そういった形での対応があり、周辺自治体とは違いが出てくることから、見直しは難しいという回答をしたところである。 いずれにしても、安全協定により、市民の皆様方の安全を守る、環境を保全するといった目的は同じであると考えている。また、事故が起こったときは、安全協定の規定とは関係なく、立地自治体も周辺自治体も同様な対応していく。</p>
<p>②8</p>	<p>【安全協定】 安全協定の事前了解については、中国電力が応じないということだが、断る理由はないと思う。なぜ避けるのか、わからない。</p>	<p>（中国電力株） 事前了解には歴史的経緯による違いがあるという説明をしたが、埋め立てや土地の造成など、法的な権限を立地自治体を持っている。そうした権限があることを前提として、発電所の計画の全般に関わっていただくという趣旨で、事前了解権を立地自治体を持っているということである。</p>

1. (2) 住民説明会（出雲市主催）について

資料1-2

	質問・意見	回答主旨（回答者）
		<p>今回、県に協力いただく形で周辺3市の意見を聞いていただく仕組みができた。その中で、しっかりと我々も意見を聞いていきたい。また、現在の安全協定にも、周辺自治体からの意見に誠意をもって対応するという規定がある。この規定に基づき、いただいた意見に対して、誠意ある対応を行っていく。</p>
<p>②9</p>	<p>【自然災害、補償に関する協定締結】 原子力発電所で使われている燃料の、放射能の半減期は何年か。 原発事故は必ず起きる。放射性物質は人間の制御を超えて暴走してしまう。日本は、地震、津波、火山噴火などが必ず起きる国であり、原子力発電は、日本では使ってはいけない発電手法ではないかと考えている。 それでもCO₂を出さないエネルギーが必要という認識のもとに、原発を稼働させるのであれば、出雲市、島根県等と中電との間で、住民の生命、財産、生活基盤を失うことへの補償をあらかじめ定めておく、協定を締結しておくことが必要ではないか。</p>	<p>（中国電力株） ウラン235の半減期が7億年、ウラン238の半減期が45億年と、非常に長いものになる。長い期間、放射線を出し続けるが、必ずしも期間が長いからといって放射線の出すレベルが高いわけではない。 島根原発の近くに断層があるが、断層による地震の影響をきちんと考慮して、万が一、地震が発生した場合でも、安全に原子炉を止めることができるようにしている。原発には、適地があり、そういった場所を確認したうえで設置している。 出雲市と締結している安全協定の中でも、万が一、事故が発生した場合の補償について定めがある。事故が発生すれば当然、その責任は電力事業者にあり、そういった場合の補償についても、適切に対応していく。</p>
<p>③0</p>	<p>【避難計画の周知】 関心がある場合は、自身で情報を入手するが、そうではない方が大多数で、そういう方に対して、今後、避難方法や避難経路などをどのように周知する考えか。</p>	<p>（出雲市） 避難計画等の周知については、これまでも原子力防災訓練や原子力学習会のほか、依頼に応じて各地区へ出かけ学習会等を行っている。こうした取組を続けるとともに、県と一緒に、様々な媒体を使い、避難計画や避難行動等をわかりやすく丁寧に説明していきたい。</p>
<p>③1</p>	<p>【避難計画の周知】 原子力災害は、いつ起こるかわからない。起きた時に考えるということでは話にならない。避難先は知っているが、避難行動の詳細については良くわからないため、しっかりと周知して欲しい。また、避難対象地区に記載がない地区、町は、避難の予定がされていないということによいか。</p>	<p>（出雲市） これまでも周知、広報活動をしてきているが、繰り返し行っていくことが大切である。今後も避難時の対応などを、わかりやすく丁寧に説明していきたい。出雲市広域避難計画では、30km圏内にある地区、一部の地区については地区の一部の町を避難対象としている。</p>

1. (2) 住民説明会（出雲市主催）について

資料 1 - 2

	質問・意見	回答主旨（回答者）
③②	<p>【避難計画の周知、理解】 多くの市民が避難計画をきちんと理解しているか疑問である。避難計画が、実際に実行できることが担保できた時にしか再稼働を認めるべきではない。 住民説明会での質疑の内容は、全市民にお知らせいただき、全市民の総意で再稼働賛成になるような地盤を作ることが必要である。</p>	<p>（出雲市） 市民が、いざという時の行動を理解していることは非常に重要である。市では、各地区の防災研修等での説明や、様々な広報活動を続け、周知を図っていく。万が一、事故が起こった際にとるべき行動について、様々な情報伝達手段を通じて、周知ができるような取組も進めていく。</p>
③③	<p>【避難訓練、住民周知】 大規模な実施は難しいかもしれないが、是非避難訓練を実施していただきたい。また、地域ごとの避難行動がわかるように、原子力災害のハザードマップ的なツールを作成していただきたい。</p>	<p>（意見）※出雲市説明時の意見</p>
③④	<p>【投票等による市民の意見集約】 出雲市の今後の対応として、住民説明会、市議会、原子力発電所環境安全対策協議会等の意見を踏まえ、総合的に再稼働の判断を行うこととされているが、市民一人一人に色々な考えがあり、不安があると思う。市民全員に直接、投票等で意見を聞く考えはあるか。</p>	<p>（出雲市） 島根原発 2 号機の再稼働については、まずは安全性を第一に、再稼働の必要性、そして住民の避難対策とその実効性の向上、これらを総合的に考えていく。これまで皆様からいただいた意見、それから市民を代表されている市議会議員の意見、市民の方にも参加いただいている安全対策協議会や原子力の専門家の安全顧問といった方々の意見を聞いたうえで、総合的に判断していくこととしており、提案のあった形での意見集約は考えていない。</p>

	質問・意見	回答主旨（回答者）
①	<p>【エネルギー基本計画】 2050年のカーボンニュートラル、これは当時の首相の言葉だと思うが、政権を担当する者の哲学によっては、状況が変わってしまうことがある。そうはいいながらも行政の担当者としては、何かフレキシビリティを持たせていると思うが、ここに注力しているというところがあるか。</p>	<p>（資源エネルギー庁） エネルギー政策を取り巻く状況は、常に変化していくため、その都度見直していくことは重要なことと考えている。 エネルギー基本計画は、これまで約3年おきに策定している。そうしたスパンで新しく目標を考え直す、状況を考え直すという姿勢で望んでいる。そういう意味では、今回の2030年の目標値は、前回の目標値から大きく変更がある。 その先をどう見るかについては、議論があったが、遠い将来だと、一つのシナリオで組むのが難しい。より遠い将来については、とにかく選択肢を増やしていくという方針で整理している。2030年についても、これから施策の実行段階に入るため、状況の変化があれば、随時見直していくことが必要であり、決して計画を策定して終わりということではない。</p>
②	<p>【各電源のメリット・デメリット】 これまでの説明では、原子力発電に関する説明が詳しくなされていて、困難な部分に一生懸命対応しているという内容が多いが、一長一短があるのは再生可能エネルギーも同様であり、克服しないとイケない課題が多々あるはずである。原子力発電についてのみ、困難を克服しなければいけない点が多く出てきてしまうと、聞いている側も不安に感じてしまう。 再生可能エネルギーは、コスト面で相当難しい、あるいは安定供給という点で課題が多いといったことも見える形で説明いただけると良い。各電源の一長一短を満遍なく見える形で説明いただけると、ベースロード電源としての原子力活用に理解が深まる気がする。</p>	<p>（意見）※中国電力㈱説明時の意見</p>
③	<p>【各電源のメリット・デメリット】 原子力発電の問題点だけでなく、再生可能エネルギーの問題点も対等に比較した方が良い。時間的な不安定性だけでなく、例えば電力会社であれば送配電上の問題点などがある。小容量の電源が多くできても、そのままの送配電網でいけるという誤解がある。 それでは全然対応できず、膨大な投資が必要ということも伝えることが重要である。</p>	<p>（意見）※中国電力㈱説明時の意見</p>

	質問・意見	回答主旨（回答者）
④	<p>【CO₂排出量】 説明資料で、各電源のCO₂排出量が紹介されているが、原子力発電のみならず様々な技術開発でCO₂削減に努力されていることを承知している。例えば三隅火力発電所のクリーン・コールであればCO₂排出量はどうか。また、原子力発電所の稼働によるCO₂削減という資料もあるが、これが例えば三隅火力発電所2号機で、どの程度変わるのか。</p>	<p>（中国電力株） 三隅火力発電所2号機は、超々臨界圧を採用した100万kWの発電所として、運転開始に向けて建設を進めている。 島根原子力発電所の稼働によるCO₂排出抑制効果は、2号機、3号機を合わせて700万t程度であるが、三隅火力発電所2号機の超々臨界圧を使うと、現状の石炭火力に比べて50万t程度はCO₂を低減できる。効率も上がっており、排ガス処理装置などもある。</p>
⑤	<p>【中国電力としての電源構成】 中国電力の発電設備の構成比65%を占める火力発電において、40年以上経過した設備が43%あり、これを原子力発電と新しい火力でカバーしたいという説明であった。 島根原子力発電所2号機が再稼働し、3号機も稼働すれば、日本のエネルギーミックスである2割から3割が達成できるという計画だと納得した。逆に、原子力発電ではなく、この43%の一部を再生可能エネルギーで賄うという可能性はないのか。</p>	<p>（中国電力株） 今回のエネルギー基本計画では、2030年の再生可能エネルギーの比率が36%から38%という目標になっている。 再生可能エネルギーは安定供給に課題があり、必ずバックアップが必要となる。 現状は、バックアップとして火力発電が待機をしており、非効率な状況である。それを改善するために、例えば再生可能エネルギーを蓄電するための大型のバッテリーを装備するなどの計画もあるが、非常にコストがかかる。どこまで電気料金で耐えられるか。おそらく2030年の目標を達成するためには、かなりのエネルギーコストの増加が見込まれていると思われる。それを国民に負担していただけるのか。そのあたりの議論は、電力事業者には見えづらい。 再生可能エネルギーの普及に向けては、社会的、政策的な、もう一段のポスト投入が必要だと思っている。 S+3Eを一つの電源で満たすものはないため、我が国では、複数の電源をベストの形で組み合わせていくことが、最良の方法と考えている。</p>
⑥	<p>【リスクマネジメント、最終処分】 日本の安全は起きたことの再発防止ということに注目しがちであり、今後起こるかもしれない新たな問題に対しては、後手を踏む傾向にある。 また、最終的に原子力発電がベース電源として位置付けられるかどうかに関する大きな問題の一つに最終処分がある。これに関しては、事業者では対応が難しい面もあるのではないのか。</p>	<p>（資源エネルギー庁） リスク評価手法も使い、これから起こるリスクも含め、向き合う取組を深めていく方針である。様々な知恵をいただきながら、官民とともに進めていきたいと考えている。 最終処分は、国が前面に立ち、責任を持って実施すべき問題と考えている。 社会全体で解決していかなければならない問題であり、全国でできるだけ多くの皆様に関心を持っていただくことが必要と考えている。</p>

	質問・意見	回答主旨（回答者）
		地域の理解を得ることが非常に大事であるため、国が前面に立ち、地域との対話活動を積極的に進め、解決していく方針である。
⑦	<p>【リスクマネジメント】</p> <p>原子力発電所が運転停止している間、電力事業者の努力で何とかやりくりできたが、今後もやりくりできるという保障はない。安定供給という面で、様々な電源のあり方を踏まえながら進めていただきたい。</p> <p>日本の事故対応は原因を明らかにして、再発防止を徹底するというやり方の連続であるが、なぜ防げなかったのかという観点の分析が非常に大事だと思っている。中国電力のような企業であれば、安全教育や研修、訓練、リスク分析など様々な取組をされていると思っている。それでもなお起こってしまったのかという視点がないと、同じような問題が起こる可能性がある。</p> <p>これは中国電力だけの問題ではなく、日本の安全体制のあり方も同様である。起きた原因を追究して再発防止だけではなく、なぜ防げなかったのかという観点も大事だと思っており、それが本来のリスクマネジメントとしての性格のような気がしている。</p>	<p>（意見）※中国電力(株)説明時の意見</p>
⑧	<p>【再処理施設の安全性】</p> <p>核燃料サイクルに関して、六ヶ所村の重要性が非常にクローズアップされたが、六ヶ所村がある場所の地震リスクを考えると、強い揺れに見舞われる確率、地震動の確率予想でいうと、島根よりもはるかに高い場所に設置されている。</p> <p>今回、島根でも地震、火山、津波と様々なものが検討されているが、こちらの方で、この申請が通っているということに関連して、六ヶ所村の安全性を考えた面での、国の全体の施策を、どのように考えているのか。</p>	<p>（資源エネルギー庁）</p> <p>安全性については、福島の実験を踏まえ、独立性の高い規制委員会、こちらの判断を尊重するという姿勢を前提としている。</p> <p>地震又は津波の状況については、規制委員会でしっかりと審査がなされているという認識である。規制委員会の判断が出た場合に、その判断を尊重し、地域での理解を得るように、説明等に回るといふ方針である。</p>
⑨	<p>【国・自治体・実働組織の連携】</p> <p>自然災害と原子力災害が複合的に起こった場合に、市民にどのように伝えるかについて、島根県、鳥取県、さらに国が分業体制にならないようになっていくか。</p> <p>実働組織の活動想定がきちんとなされていることは理解している。そのうえで、原子力対策本部だけではなく、実働部隊を指導する部分も含めて、それぞれが分業にならず、</p>	<p>（内閣府）</p> <p>国では総理大臣を本部長として原子力災害対策本部が、現地でもオフサイトセンターに内閣府副大臣を本部長として現地対策本部が立ち上がる。そして、それぞれに警察、消防、海上保安庁、防衛省の組織の幹部も指揮所に集まっていたりすることになる。</p> <p>国においては原子力規制委員会を含めた原子力の専門家も集まる。行政機関も、内閣</p>

	質問・意見	回答主旨（回答者）
	<p>全てを把握するような体制も整えているのか。</p>	<p>府と原子力規制委員会など関係省庁が集まることになっている。</p> <p>さらに、各電力事業者、現地のオフサイトセンターにおいては、県の副知事、関係自治体の副市長レベルの方が集まり、国と関係自治体が一体となって活動することになっている。国と関係自治体との間をテレビ会議で結んで情報共有する。</p> <p>複合災害においては、自然災害、原子力災害、それぞれの対策本部が立ち上がることになっているが、合同対策本部を立ち上げて対応する。</p> <p>様々なケースを想定して対応する仕組みとしており、訓練を含めてしっかりと対応することになっている。</p>
⑩	<p>【情報伝達、リスクコミュニケーション】</p> <p>組織が大きくなればなるほど、情報共有は上手くいかない。住民は、原子力災害や自然災害の情報が一度来ると、どう対応すればいいのかわからず混乱する。福島の場合以外の場合は、今後いくらでも起こる可能性がある。情報伝達は、組織内の情報伝達、国と自治体の情報伝達、住民との情報伝達の3段階あると思うが、実際の場面でこの仕組みでは駄目だったということがないように、また衛星回線があっても効率的に活用できなかったら、全く意味をなさないため、今後も様々な想定を考え訓練していただきたい。</p> <p>感染症についても、被ばくを避けることを優先して屋内退避をすることとされているが、住民は感染症の方が怖いため、屋内退避と感染証対策のどちらを優先すれば良いのかとパニックになると思う。複数の脅威がある場合に、どのように伝えるかというリスクコミュニケーションのあり方も、今後、改訂されていくと思うので、様々な想定を行い、フィードバックしてより良い仕組みにしていきたい。</p>	<p>（意見）※内閣府説明時の意見</p>
⑪	<p>【非常時の情報伝達体制】</p> <p>国の対応体制や通信体制などについて、実際に緊急事態が発生した時に、それが機能するか、情報伝達が適切に行われるかが重要である。情報伝達に特化した訓練は、今まで行われているか。</p> <p>情報伝達については、様々な情報伝達手段</p>	<p>（内閣府）</p> <p>国から市町村ないしは住民への情報伝達体制について、まずハード面においては通信手段を抜本的に見直している。例えば、オフサイトセンターが機能しなかったという教訓を踏まえて、機能するように改善、また衛生回線など、様々な改善を通じてハード面も</p>

	質問・意見	回答主旨（回答者）
	<p>があり、また島根原発の避難計画に関わる自治体も複数ある。自治体毎に地理、人口構成など事情が異なると思うが、その自治体間で情報共有したうえで、住民への伝え方、具体的にどのように伝えていくかという訓練が行われているか。行われているのであれば、継続的に行い、不具合をフィードバックしていく体制が整えられているか。</p>	<p>強化している。 ソフト面においては、一般災害も共通であるが、まず国が基本的な指示を出す。その指示が住民に適切に伝わらなければ意味がないため、通信訓練を島根地域でも原子力規制庁が中心となって、国、2県6市、中国電力にも参加いただき実施している。 また、住民に対する原子力防災訓練は年に1回であるが、情報伝達については、基本的に一般災害と共通であり、一般災害時の住民への避難指示等の発出といった取組を通じて、常日頃からハード、ソフト両面の対策を行っているものと承知している。</p>
<p>⑫</p>	<p>【非常時の情報伝達体制】 福島では地震と原子力災害であったが、様々な自然災害との複合災害が想定される。また、福島は3月であったが、暑い時期も考えられる。さらに感染症、パンデミックもある。自然災害との複合災害と、感染症のパンデミックがある場合というように場合分けして考えられていると思うが、警察、消防、海上保安庁、防衛省による運輸などハード面の対応だけでなく、住民への情報伝達方法も重要である。 住民に情報伝達する際に、自然災害や感染症のパンデミック起こっている最中であった場合、どのような情報を伝えたらいいのか。適切な情報伝達を行うためには、一般災害や感染症に対応する公衆衛生の立場の方などにも入っていただき、連絡体制を整えなければならないと思う。そうした柔軟な組織体制を作ることも想定して、防災計画を立てているのか。</p>	<p>（内閣府） 島根地域の緊急時対応は、まずは行政機関や協力事業者等だけで対応することを基本として取りまとめており、実働組織は最後の手段として考えている。 自然災害と原子力災害が同時に起こった時は、自然災害によって人命が失われることがないように、実働組織はそちらを最優先で活動されると考えている。続いて、原子力災害に対して、必要な人員を割いて活動することになると思う。 実働組織については、緊急時の対応を具体的に定めずに、あくまでも不測の事態に備え、自治体からの要請に応じて、最適な活動ができるような体制としている。 また、実働組織が参加する訓練も年数回行っている。例えば、防衛省においては島根県の訓練において、避難の援助訓練、通行不能道路の啓開、また避難退域時検査など、様々な想定に備えた活動をされている。</p>
<p>⑬</p>	<p>【避難の確認】 避難の命令権者、指揮命令系統はどうなっているか、また、どのような流れで住民に周知徹底されるのか、さらに避難の完了は、誰が確認して、どのように報告するのか。</p>	<p>（出雲市） 指揮命令系統については、国と関係自治体が集まって災害対策本部が組織され、最終的に避難指示を発令するのは内閣総理大臣。その指示を、関係機関が情報共有し、地域住民に避難指示という行動、そして、どういった行動をとるべきかという内容を伝達していく流れになる。 避難されたかどうかの確認については、市の担当者、消防、警察等でチームを作り、戸別訪問をして最終確認を行う。その前段として、避難された方は市の災害対策本部に報告</p>

2. 出雲市原子力安全顧問会議について

資料 2

	質問・意見	回答主旨（回答者）
		<p>していただくが、漏れがないよう戸別訪問を行い、最終確認する流れになっている。</p>
<p>⑭</p>	<p>【避難道路の監視体制】 出雲市内の避難先までの経路を見ると、国道 431 号と国道 9 号の 2 本が生命線のように見える。道路の渋滞状況に合わせて、信号機を青にするなどの対応がなされるようだが、出雲市として、監視状況の把握はできるのか。 あるいは県が担当であるため、県がどの程度情報把握して適切に指示が出せるかにかかっているのか。</p>	<p>（出雲市） 幹線道路の監視は、島根県が行うことになっている。渋滞対策としての信号機の操作や、交通誘導も島根県警察が中心となっている。 関係機関が連携して、しっかりと対応していくということだと認識している。</p>
<p>⑮</p>	<p>【複合災害時の避難体制】 複合災害について、最も可能性が高いものとして宍道断層による地震の影響を想定されていると思うが、幹線道路の主要な橋など構造物の被害想定を含め、地震時の避難に係る対策、対応は考えているのか。</p>	<p>（出雲市） 複合災害において、地震は起こり得ることから、橋梁の耐震補強などのハード対策は計画的に進めている。 また、地震が起こった場合には、通れなくなる道路、使えなくなる施設が出る可能性があるため、代替道路を用意や道路管理者による道路啓開を実施することとなっている。 それでもなお孤立状態が生じた場合には、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て、確実に住民が避難いただけるよう計画している。</p>
<p>⑯</p>	<p>【産業界の取組】 産業界での取組で、3つの組織が、それぞれ技術的な面に関してリスクの情報収集を行う、また電力、メーカーの技術力を結集して一緒にやっていくということの紹介があったが、この3つの組織間での情報共有の仕組みも構成しようとしているのか。</p>	<p>（資源エネルギー庁） それぞれの団体の構成員は、電力事業者、メーカー等であり、当然、相互連携を図りながら、取組が進められていると思う。例えば、ATENA については規制当局と対話しながら取り組むこととされているため、連携を図りながら進めていく仕組みになっているのではないかと。</p>
<p>⑰</p>	<p>【産業界の取組】 国が原子力をエネルギー源として維持していくのであれば、長期的視点に立つ必要があり、技術者の様々な意見を集約しながら安全を維持していくという産業界での取組は非常に重要だと思う それぞれの取組によって得られた知見を共有する仕組みがあった方が、安全を維持するという意味では重要だと思う。これは計画であり、今後具体的に進めて行かれることになると思うが、その辺りを少し考慮していただきたい。</p>	<p>（中国電力株） 産業界においては、ATENA、JANSI、NRRC という3つの組織があり、ATENA は規制当局と対話している。そして JANSI は事業者へ提言する活動をメインとしている。 また NRRC については、リスク評価の専門家集団であり、安全性を高める活動をしている。 これら全てに電力事業者は社員を派遣しており、それぞれの活動に参画するとともに、情報収集を行っている。また、それぞれの活動報告や年度計画について確認するとともに、意見を出して行っており連携をとつ</p>

	質問・意見	回答主旨（回答者）
		ている。今後は、指摘も踏まえ、しっかり活動していきたい。
⑱	<p>【電力事業者の地域貢献】</p> <p>中国電力には、地域への安定した電力供給のために、尽力いただいております。電力の安定供給はもちろんだが、地域貢献という意味では、雇用を生み出していることが大変大きな貢献ではないか。説明資料には、社員数が記載されており、また社員の方が、地域の方々と一緒に取り組まれている活動や社会貢献活動が紹介されているが、それとは別に、中国電力の社員の方々が日々業務に邁進されていることが、実は一番役に立っているはずである。</p> <p>そういった写真がパンフレットに掲載されていても良いのではないかと、社員の日々の尽力を、もう少しポジティブに紹介しても良いのではないかと。</p>	<p>（中国電力株）</p> <p>励みになるご意見感謝申し上げます。現実には、厳しい意見の方が地域では多い。非常に高い緊張感、さらには責任感を持つべく、協力会社を含め、発電所で働いている者が一体となって、安全に努めることに腐心している。</p> <p>ここに発電所があること自体、地域貢献と言えなくはないが、地域の方にとっては不安の方が大きいというのが実態である。</p> <p>逆に、社員も地域から原子力発電所がどのように見られている、心配されているか、を知らない責任感もわからず、仕事に対する意欲も起きない。</p> <p>特に技術系の社員は、地域の方と付き合う機会もないため、このような活動を通して、地域の信頼を得るべく努めている。</p>
⑲	<p>【安定ヨウ素剤の周知理解】</p> <p>福島では、安定ヨウ素剤が一切使えなかった経緯があったかと思う。使うからには、特に緊急性の高い地域は事前配布しかないが、それ以外の地域の住民は、何故、事前配布しないのかと思うのではないかと。</p> <p>何故、それをするに意義があるのか理解してもらい、事前教育が重要である。</p> <p>また、もちろんリスクもあり、高齢者には全く意味がない一方、妊婦や乳幼児への効果が最も高いなど、年代もある。安定ヨウ素剤の配布を行う可能性がある地域では、事前に住民にそうしたことを知っておいてもらわないと、いざやろうと思ったときに、恐らく機能しないだろう。</p> <p>やるべきことをやったという道筋を作るためには、事前配布しない地域の住民に対しても、説明会等の場を設けるべきではないかと。</p>	<p>（内閣府）</p> <p>安定ヨウ素剤については、事前配布、緊急配布等があるが、最も重要なのは服用のタイミングだと考えている。原子力規制委員会でも、P A Zは事前配布、U P Zは緊急配布という方針が示されている。</p> <p>U P Zについては、事前配布をした方がよいという地域があれば、それを妨げることはしないが、原子力規制委員会が示す緊急配布が原則と考えている。例えば、U P Zにおいて安定ヨウ素剤を事前配布し、相当早い段階で服用すると、避難するときその効果が薄れてしまうことも考えられる。服用に最適なタイミングがあるため、避難等の対象区域を特定したうえで、避難等を行うタイミングで服用する、そのことが結果的に放射性物質のプルームを避けることにも繋がる。</p> <p>事前配布と緊急配布の違い、服用のリスク、効果的な服用のタイミングなど、住民にしっかりと理解活動を進めていきたい。</p>

3. 出雲市原子力発電所環境安全対策協議会について

資料3

	質問・意見	回答主旨（回答者）
①	<p>【水素・アンモニアの実用化】 水素やアンモニアは非常にクリーンなエネルギー源として期待されるが、いつ、どのような形で実用化されるのか。</p>	<p>（資源エネルギー庁） 水素やアンモニアは、様々な実証実験、車では実用化も進み始めている。一方、水素とあわせて火力発電を行うことなどは、実用化に時間を要する見込みである。今後10年程度をかけ、実証から実用化に向けた取組を進めていく。</p>
②	<p>【CO₂排出量、原発の信頼回復】 原子力発電はCO₂排出量ゼロとされているが、発電に至る過程で多くのCO₂が排出されているのではないかと。他のエネルギー源と比較して、どの程度のCO₂排出量の差があるのか、詳しい資料が必要ではないかと。 原子力発電の活用にあたっては、国民からの信頼回復に努め、安全性の確保を大前提とされているが、出雲市として市民の信頼をどのように確保されるのか。</p>	<p>（資源エネルギー庁） 運転中は、CO₂排出量ゼロだが、ウランの生成過程など全体を通してはCO₂を排出する部分がある。その排出量を加味しても、石炭火力、LNG等の電源と比較して、CO₂排出量は非常に少ない。 国民の信頼回復は、大変重い課題である。国としては、様々な機会を捉えて、閣議決定されたエネルギー基本計画を含めエネルギー全般について、わかりやすい説明を心がけ、国民に理解いただけるよう取り組む。 （出雲市） 出雲市においても、様々な場面で原子力発電に関する情報提供を行い、市民から直接意見を伺う取組を進めていくことが大切であると考えている。</p>
③	<p>【原子力発電の利点】 福島第一原発の事故から10年が経過し、安全に対する意識は非常に高くなっている。自身も島根原発に行き、幾重にも安全対策がとられていることを確認した。日本は資源のない国であり、燃料代の高騰は、電気料金を通して消費者の負担増に繋がる。再生可能エネルギーは、電力の安定供給に課題がある一方、原子力発電は安定供給が可能であり、需給バランスがとりやすいという利点がある。</p>	<p>（意見）※資源エネルギー庁説明時の意見</p>
④	<p>【放射性廃棄物の最終処分】 原発の最大の課題は、使用済燃料の処理である。仮に、最終処分が実施されても、その成功を確認することはできない。また、原子力災害が発生すると、そこに住めなくなる。そういう意味では、原発は人権問題であり、環境問題である。 一番大事なことは、子どもたちが安全に暮らせる環境をできるだけ残すということである。核のゴミを出し続けることが、後世の人たちにとって本当に良いことなのか</p>	<p>（資源エネルギー庁） 使用済燃料を再処理し、サイクルを回していくことは大きな課題である。さらに高レベル放射性廃棄物の最終処分は社会的な課題であり、今後も全国各地の皆様との対話活動を通じて、国が前面に立って取り組んでいく。</p>

	質問・意見	回答主旨（回答者）
	考えていく必要がある。	
⑤	<p>【避難計画の実効性】 国で決めており、住民が何を言おうと、どうしようもない状況が作られているというあきらめが住民にあるため、説明会にも人が集まらないのではないか。国には、防災計画が実現困難であることを知っていただきたい。弱い立場の者が、顧みられることなく、原発が推進されていることを知っていただきたい。</p>	<p>（資源エネルギー庁） 原子力災害の備えに終わりや完璧はないと考えており、常に改善し続けていくことが大変重要である。国と自治体がしっかりと連携しながら、避難計画の改善・充実に取り組んで行く。また、住民説明会等の機会を捉え、国としても原子力発電の重要性、必要性について、丁寧に説明をさせていただきたい。</p> <p>（出雲市） 原子力発電については、福島第一原発事故を踏まえた新たな基準を作られ、同様な事故が起きる確率は低いと聞いているが、一方で、リスクはゼロではないとの話も聞いている。市としては、市民の生命、身体、財産を守ることが最大の責務であり、避難計画の実効性を高めるため不断の努力を続けていく必要がある。避難訓練や様々な場面での市民への説明を繰り返し行っていく必要があると考えている。</p>
⑥	<p>【社会福祉施設入所者の避難】 避難の手段として福祉車両での避難も想定されているが、高齢者施設には寝たきりの方や車いすの方が多数入所されており、施設数も多い。また、2～3時間かけて広島方面へ避難することになるかと思うが、十分対応できると考えてよいか。 介護施設等の入所者は、避難先として高齢者施設を想定してよいか。</p>	<p>（出雲市） 福島第一原発事故の教訓を踏まえ、あらかじめ避難車両の確保等も計画されている。医療機関や社会福祉施設で保有している福祉車両では不足が見込まれるため、不足する車両については、県内あるいは中国地方の中で確保することになっている。 また、避難先については、医療機関や社会福祉施設で見込まれる避難者数を上回る受入れが可能になるよう受入れ先の確保を行っている。実際の避難の段階で、県が関係機関と調整した避難先へ避難していただく流れになっている。</p>
⑦	<p>【避難先自治体との連携】 広域避難先である広島県側の市町との連携はどうなっているか。</p>	<p>（出雲市） 毎年度実施している原子力防災訓練の中で広域避難訓練を実施しており、広島県への広域避難訓練を過去5回開催している。県外避難対象となっている20地区のうち19地区が、これまで訓練に参加いただいている。また、県外避難先の全12市町に訓練に参加いただいている。避難元自治体と避難先自治体の意見交換等も随時実施している。</p>

3. 出雲市原子力発電所環境安全対策協議会について

資料3

	質問・意見	回答主旨（回答者）
⑧	<p>【避難先施設との連携】 避難先の高齢者の入所施設あるいは医療機関などとも連携をとっているか。</p>	<p>（出雲市） 県を通じて受け入れ先と連携を図っている。</p>
⑨	<p>【コロナ禍での避難所運営】 コロナ禍において、出雲市では避難所は充足しているか。</p>	<p>（出雲市） 避難所の収容人数については、避難者数より余裕をもって設定している。コロナ禍においては、人と人との距離を勘案して、避難所運営をしていくことになる。国や県からコロナ対策のためのガイドラインが示されており、避難所における消毒や検温等の実施体制、避難所の中の密を回避するための対策等も示されている。そうした対策をとりながら、感染症対策と避難を両立させていきたいと考えている。</p>
⑩	<p>【電力事業者の信頼回復】 東京電力は、地震計を壊れたまま放置し、起きた地震を計測できなかった事例があった。また、中国電力においても、検査不備や不祥事が続いている。こうした状況で、どのように信頼を築いていくのか。</p>	<p>（資源エネルギー庁） 電力事業者は、安全性向上に向けた取組を行い、原子力規制委員会をはじめ国は、それをしっかりと把握していくことが重要である。 福島第一原発事故の反省は忘れてはならず、福島の復興、福島第一原発の着実な廃炉には、しっかり取り組んでいかなければならない。 そのうえで、資源に乏しい日本にとって、電気の安定かつ安価な供給、また気候変動問題等への対応を考慮すると、原子力発電の活用は欠かせないと考えている。 信頼回復は非常に重い課題だが、丁寧に説明させていただき、理解をいただけるよう不断に取り組んでまいりたい。</p>
⑪	<p>【原発の必要性、不適切事案の防止策】 再生可能エネルギーなどクリーンなエネルギーで電気を賄う時代までは、まだ時間を要するため、化石燃料の使用に伴う気候変動問題等を考慮すると、それまでの間、原子力発電は必要不可欠である。また、島根原発も安全性は当然あると認識している。 一方、中国電力では、これまでデータの改ざんや点検漏れなどがあり、それが故意に行われてきたことを懸念している。 島根原発で働く者が3千人もいる中で、全員が同じ方向を向くことは難しいと思うが、今後、どのような方法で不適切事案をなくしていくのか。</p>	<p>（中国電力株） これまでの不適切事案においても、システムを開発し改善を図ってきたが、協力会社の管理がしっかりできていなかった。協力会社による不適切事案も、中国電力の責任であるとの考えに立ち、協力会社も含めて安全に対する意識の向上を図るとともに、中国電力がしっかり管理していくことが重要であると考えている。 発電所全体で安全文化を意識するとともに、抑止力も用いて、しっかり管理を行い、不適切事案が起こらないよう取り組みたい。</p>

3. 出雲市原子力発電所環境安全対策協議会について

資料3

	質問・意見	回答主旨（回答者）
⑫	<p>【不適切事案の防止策】 これまで下請け企業1社で行っていたことを複数社が合同で行うなど、関わる人数を増やし、改ざん等ができないシステムにすることが肝要ではないか。</p>	<p>（中国電力株） 協力会社が実施している作業を中国電力がチェックできるよう管理を全て見直した。例えば、巡視業務については、現場にICタグを置き、現地に行かないとタグのチェックができないといった抑止力も付与した。</p>
⑬	<p>【不適切事案の防止策】 不適切事案の発生防止策として、協力会社の社員を全て中国電力の社員にしてはどうか。社員の割合を増やし、安全性を高める方法もあるのではないか。</p>	<p>（中国電力株） 発電所の運営にあたっては、各事業者がそれぞれの専門能力を生かし、それを中国電力が管理している。協力会社の社員全てを中国電力の社員にすることが、必ずしも全体の安全に繋がるものではない。中国電力として全体を管理しながら、協力会社と一致団結して安全性の充実に努めていく。</p>
⑭	<p>【安全協定】 中国電力との安全協定の中に、事前了解権を加えられるよう努力をお願いしたい。知事が周辺3市の市長から直接意見を聞く機会を設けられたが、自治体の首長は住民の意見をしっかり聞き、その意見を、きちんと反映していただきたい。</p>	<p>（出雲市） 知事・3市長会議の折には、しっかりと市としての考え、皆様からいただいた意見を伝えてまいりたい。この会議だけでなく、住民説明会、安全顧問会議でいただいた意見を含めて、市でしっかりと検討し、応えてまいりたい。</p>
⑮	<p>【安全協定に係る現地確認】 安全協定に係る現地確認は、専門分野の方が現地に行って確認するのか。</p>	<p>（出雲市） 県が立入調査を実施するのにあわせ、市も同行し現地確認を行っている。技術的な専門家ではないが、防災担当の職員が出かけ、確認している。</p>
⑯	<p>【住民説明会の周知】 県・市共催の住民説明会に参加したが、決して多くの方が参加しているようには見えなかった。多く方に参加いただくような努力はされたのか。</p>	<p>（出雲市） 住民説明会の案内は、新聞折込みで実施している。直接参加いただけない方のためには、県のユーチューブチャンネルでライブ配信も行っており、後日、県のホームページで動画を視聴いただくことも可能となっている。 また、市の取組として、市内のケーブルテレビで住民説明会の様子を複数回放送することとしている。このほか、市が主催する住民説明会も開催する予定である。</p>

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料4

①安全対策協議会、住民説明会等における意見の報告について

(【特】 県特委、【安】 県安対協、【住】 住民説明会)

〔安全対策に係るもの〕

	質問・意見	回答主旨
①	<p>〔自然災害〕 島根原発に及ぼす影響が大きいと考えられる地震である宍道断層の長さ 39 kmについて、これまで何度も長さが延ばされてきているが、その理由は何か。 また、宍道断層と鳥取沖西部断層は連動するのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【特】【住】</p>	<p>従前は、活断層が途切れた地点を活断層の端部として扱っていたものを、活断層がないことを明確に証明できない地点は活断層があるものとして扱うこととしたため、宍道断層の長さは約 39km となった。 宍道断層と鳥取沖西部断層との連動については、海上音波探査による地下の地質構造や重力異常の分布などから、連動しないものとした。</p>
②	<p>〔自然災害〕 熊本地震のように、2つの基準地震動が連続して起きる想定はしているか。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>基準地震動は、極めて厳しめに設定してあり発生する確率も低いため連続して2回起きることは想定していない。 一定の基準を超える揺れの地震が起きれば原子炉は自動的に停止することとなり、停止後は点検して安全であることが確認できないと動かさない。2回目が起きても止まっているので、既に圧力が落ちており1回目ほどの負荷は機器にかからない。</p>
③	<p>〔自然災害〕 地震はどこでおきるかわからない。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>地震は、事前に活断層の存在が指摘されていなかった場所でも起こっているため、島根原発では、そのような地震のうち、「2000年鳥取県西部地震」と「2004年北海道留萌支庁南部地震」の2つの地震が、発電所の直下で発生したと想定した上で、基準地震動として選定している。</p>
④	<p>〔重大事故対策〕 外部電源や非常用ディーゼル発電機が使用できなくなった場合、どのように対応するのか。 また、大量送水車で、原子炉等を冷却できるのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>外部電源と同時に非常用ディーゼル発電機が使えなくなった場合は、原子炉の蒸気で駆動する設備(原子炉隔離時冷却系又は高圧原子炉代替注水系)を用いて高圧注水を行い原子炉を冷却するとともに、新たに配備したガスタービン発電機等を用いて給電を行う。 その後、状況に応じて大量送水車を用いて低圧注水を行い原子炉を冷却するが、その水源は輪谷貯水槽に確保し、また、原子炉建屋外部に専用の接続口を設けるなど、低圧注水が確実にできるよう対策をとっている。</p>

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について資料4

	質問・意見	回答主旨
⑤	<p>〔重大事故対策〕 地震や津波の際に中国電力の対応人員は発電所に集まれるのか。</p> <p>【住】</p>	<p>発電所には運転中47名が常駐しており、2号機が被災した時にはその要員で対応できる。</p> <p>発電所外からの参集についても、参集手段が徒歩のみとなった場合などであっても事故後8時間以内には倍以上の人数が参集可能である。</p>
⑥ 確認 ② ③	<p>〔テロ対策〕 ミサイル等による武力攻撃や大型航空機の衝突等のテロにはどのように対応するのか。</p> <p>【住】</p>	<p>ミサイル攻撃等の武力攻撃事態やテロについては、事態対処法と国民保護法に基づき対応することとなっている。</p> <p>ミサイル攻撃等で原子力施設が被害を受けた場合には、使用できる設備等で、放射性物質の放出や拡散を防ぐこととなる。</p>
⑦ 確認 ①	<p>〔原子力事業者としての資質〕 不適切事案や不祥事を繰り返している中国電力は原発を運転する事業者として信頼できるのか。</p> <p>【特】【住】</p>	<p>設置変更許可の審査の中で、技術的能力があることは確認した。また、安全管理や組織の運用管理面の体制については、保安規定の審査で確認していく。一方、事業者の安全意識やその質が確保されているかについては、日常の原子力規制検査で確認していく。この検査では、原発に常駐している検査官が必要と考える際に現場の実態を直接確認することとしており、また、事業者の全ての安全活動を検査対象とし、重要度に応じて検査の量や種類を増やすことになるので、事業者の安全意識の確保等に効果的な対応ができると考える。</p>
⑧	<p>〔訓練〕 どのような安全対策がとられようとも、それをきちんと運用できなければ意味がない。そのためには訓練が重要と考えるが、どのような訓練が行われるのか。</p> <p>また、福島事故の教訓を踏まえ、例えば冷却系のシステムを運転中に実際に動かしてみるといった質の高い訓練を行うべきではないか。</p> <p>【特】</p>	<p>重大事故の対応については、想定を超える大規模損壊も含めて手順書を策定し、稼働前を含め定期的に訓練することとなっている。また、その訓練などについては、規制当局が検査でしっかり確認していくこととなっている。</p> <p>また、想定しているシナリオと異なるシナリオを突然付与し、対応できるかというような訓練も行う。</p> <p>原子炉に注水する設備などを使用した訓練は、安全対策上難しいが、そのような訓練はシミュレーターで行うこととしている。</p>
⑨	<p>〔安全対策全般〕 設置変更許可は、規制基準を満たすかを審査するのであって、もうこれで原発事故は起きないということか。</p> <p>リスクが0にならなければ、島根原発2号機の再稼働は認められない。 【安】【住】</p>	<p>新規基準に適合したとしても、また、どのような安全対策を行ったとしても、それが「絶対に安全である、リスクはゼロになる」ということを意味するものではない。</p>

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料4

〔避難対策に係るもの〕

	質問・意見	回答主旨
①	<p>〔屋内退避〕</p> <p>屋内退避の有効性等について、どのようにして住民の理解を深めていくのか。</p> <p>屋内退避の指示に従わない住民が多ければ、渋滞も発生しかねないが、どのように対応するのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>屋内退避の有効性等について住民理解を深めていくには、例えば、自治体等で様々な媒体による広報を実施するほか、訓練の際に住民の方に分かりやすく伝える機会を設けるなど、住民との接点を増やしながら対応していく。</p> <p>避難ルートについては、渋滞が発生しないよう、信号機の多いエリアや橋を避けて設定しているほか、日頃から広報等を行うこととしているが、道路事情等、状況によっては、渋滞の発生は起こり得るため、その際は、避難ルートの信号を一斉に青にするなど、警察ときめ細かく連携して対応する。</p>
②	<p>〔避難時の風向きの予測〕</p> <p>福島のような事故があった場合、その時の風向きで放射能がどの方角に流れるのかによって、住民避難の方角は変わると思うが、避難対策は無風状態を想定しているのか。風向きによるシミュレーションも必要ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>PAZについては、放射性物質放出前に避難することとしているため、避難先等に風向の影響は受けない。</p> <p>UPZについては、風向きによって、気体状の放射性物質が通過する際に外にいと、かえって被ばくするリスクがあるため、放射性物質が通過する間は屋内退避をしていただく。</p> <p>その後、流れてきた放射性物質が沈着すると長期的な影響が及ぶため、各モニタリングポストの測定値をもとに、一時移転が必要な地域を速やかに特定し、特定された地域の住民には一週間程度内に避難していただく仕組みとなっている。</p> <p>また、避難先がそのような地域に該当する場合は避難先を変更するとともに、避難ルート上の地域の状況も考慮したルート設定を行う。</p> <p>このように、風向きを予測して避難先や避難ルートを決めることは予定していない。</p>

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料4

	質問・意見	回答主旨
③	<p>〔要支援者の避難〕 要支援者が確実に避難できるのか、不安の声があげられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化率が高い地区では、迅速な対応が出来ず、補助することも困難な場合があるため、自主防災組織など小さな単位から支援体制を考えていかなければならないのではないか。 ・ 人工透析患者が避難する場合、避難先でも人工透析を受けることが出来るのか。 ・ 放射線防護施設には、ケアテイカーや付き添いなどの支援者も収容可能か。 <p style="text-align: right;">【特】【安】【住】</p>	<p>福島原発事故の避難では、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者については、体調などを考慮しなかったり、あらかじめ避難先を確保していなかったり、車両を確保しないまま避難をしたため、避難中又は避難先で亡くなる事態が発生した。</p> <p>その反省から、避難を行うことにより健康リスクが高まる入院患者や施設入所者、在宅の要支援者等は、まずは、放射線防護機能を付加した施設に屋内退避していただくこととしており、その支援者も含め収容できる定員を確保している。</p> <p>また、避難に必要となる車いす車両やストレッチャー車両についても必要数を運転手等とともに確保する体制を整えている。</p> <p>人工透析患者等の避難行動要支援者については、それぞれの事情を踏まえ、避難先での必要な対応が取れることが確認でき次第、移動をいただくなどの対応を行う。</p>
④	<p>〔避難計画の審査〕 避難計画は原子力規制委員会で審査しないのか。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>原子力災害時の避難計画は、地域の実情を熟知している自治体と専門的な知見をもつ国が一体となって策定しているため、当事者である国が避難計画を法的に認可することは、適当ではないと考える。</p> <p>また、避難計画を規制委が認可することを想定した場合、一定の基準さえ満足すれば良いとの考えなどにより、不断の見直しや改善を図る取組を阻害する可能性がある。</p>
⑤	<p>〔避難者受入マニュアルの作成状況〕 避難先において避難者の受入れマニュアルが未整備であることに住民は不安を感じており、こうした懸念は解消していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【特】【住】</p>	<p>広島県・岡山県の受入については、平成27年から内閣府も足を運んで両県内の各自治体に説明をしている。</p> <p>受入マニュアルについては、島根県が作成したガイドラインを参考に各市町村がマニュアルを作成し、今年度中に残りの市町村についても整備予定となっている。</p>

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料4

	質問・意見	回答主旨
<p>⑥ 確認 ④</p>	<p>〔複合災害時の対応〕 自然災害による道路の寸断、集落の孤立が起きた場合、避難は確実に実行できるのか。 また、大雪で広範囲にわたり孤立世帯が発生するなど、一度に多くの支援が必要となる場合や、地震・津波で多くの道路や港が被災し直ちに復旧できない場合などのように大規模な自然災害と原子力災害が併せて発生した際、自治体だけでは対応が困難なケースも想定されるが、その際には、具体的にどのような形で海上保安庁や自衛隊等の支援が受けられるのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>避難ルートが自然災害等により使用できない場合は、あらかじめ定めた代替ルートに変更、又は新たにルートを設定するとともに、迅速に道路を啓開することとしている。 それでも道路が使えず、かつ、避難しなければならない場合は、海上保安庁、自衛隊、全国からの警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の支援を得て、ヘリコプターや船舶を使用し避難を実施することとしている。 このため、防衛省、海上保安庁が保有する機材で接岸あるいは着陸できる港湾や漁港等を一つ一つ確認している。 実際に使用できるかはそのときの気象条件等によるが、自衛隊の機材については、相当上陸しづらいところにも接岸できるようなものもある。</p>
<p>⑦</p>	<p>〔避難道路の整備、橋梁の耐震化〕 松江市内の堀川などは橋梁の耐震化が全く進んでいないのではないかと。机上の空論ではなく、まずは避難道路の整備をしっかりと行うべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>広域避難計画は、現在利用できる道路を避難経路として設定している。 より円滑な避難のための道路整備については、地域住民の安全安心のために重要だと認識している。 原子力災害時の避難時にも主たる経路として使用する緊急輸送道路については、県の整備計画に基づき、橋梁の耐震化等のハード対策を着実に進めている。 一方、避難ルートが自然災害等により使用できない場合は、あらかじめ定めた代替ルートに変更、又は新たにルートを設定するとともに、迅速に道路を啓開するなどのソフト対策の両面に対応することとしている。</p>
<p>⑧</p>	<p>〔隠岐航路と海上避難〕 隠岐への物流・人流の拠点である七類港と境港は30 km圏内にあるが、対策はとられているのか。 海上を避難する場合、海運業者や漁業者への情報伝達が大変重要と思うが、考え方は整理されているのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>本土側で避難指示が出され、七類港や境港が使用できなくなる場合などには、UPZ外の港の使用や自衛隊、海上保安庁などの実動組織による緊急輸送を行う。 また、海上においても事故の状況によっては、避難行動をとっていただくことになるので、船舶等に対しては、海上保安庁や県から必要な情報伝達や注意喚起を行うこととしている。</p>

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料4

	質問・意見	回答主旨
⑨	<p>〔避難方法〕</p> <p>福島原発事故では、30km 圏外も避難しているのに、計画を30km 圏内に限っているのはなぜか。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>福島原発事故の際、30km 圏外では、飯館村の積算の被ばく線量が、緊急時における国際基準（20～100mSv/年の下限の20mSv/年）を超える恐れがあったため事故発生から1ヶ月後に「計画的避難区域」に指定された。</p> <p>UPZの距離は、国際基準をもとに設定されているが、UPZ（5～30km 圏）外においては、プルームの通過後、万が一、一時移転が必要となっても、実施するまでには十分な時間的余裕があるため、あらかじめ計画を策定する必要はないとされている。</p> <p>そのため、30km 圏外の地域については、あらかじめ避難計画等を作成していないが、原発事故が起こった際には、30km 圏内と同様に原発事故の状況について情報提供するとともに、必要に応じて避難等に関する指示を行うこととしている。</p>
⑩ 確認 ⑤	<p>〔新型コロナウイルス感染症対策等への対応〕</p> <p>密閉が求められる屋内退避と三密回避が必要な新型コロナウイルス感染症対策は両立し得ないのではないか。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、避難所内での人と人との距離の確保などの措置をとれば、避難所の収容可能人数は少なくなると思うが、避難所数は足りているのか。</p> <p>同様にバスは足りるのか。</p> <p>感染症により医療施設が逼迫するような状況では、原発災害時の医療調整など出来ないのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【特】【住】</p>	<p>屋内退避の際、社会福祉施設等においては、放射性物質の飛散がない時間帯において30分に1回程度は換気することができるよう、きめ細かい情報提供を行う。</p> <p>また、避難所の収容可能人数には一定の余裕分を見込んでいるので、この余裕分を活用し感染症対策に対応することが可能であるが、その際は、地域の感染症の発生状況や原子力災害の事態の状況の両面からリスクを見て関係自治体と調整を行うこととしている。</p> <p>バスについても余裕台数がある。</p>
⑪	<p>〔原発から放射性物質が放出された際の避難〕</p> <p>フィルタベントを通して放出された場合、被ばく量はどの程度か。放射性希ガスはフィルタを付けても吸着できないのではないか。</p> <p>その場合、被ばくを前提とした避難となるのではないか。どのような根拠をもって基準を設定しているのか。</p> <p>それは乳幼児や乳児であっても同様の扱いか。</p> <p style="text-align: right;">【特】【安】</p>	<p>フィルタ装置を通すことで粒子状の放射性物質の放出量を1/1000以下まで低減することができる。希ガスは、フィルタでは吸着できないが、放出までの間、格納容器内に閉じ込めることで放射能が減衰される。フィルタベントにより、福島原発事故時には、10000TBq 放出されたとされる放射性物質（セシウム137）が、島根2号機では4.8TBqまで抑えられるとしている。</p> <p>放射性物質放出後は、UPZについては、毎時20μSvを超える場合は一時移転等を行うこととなるが、この基準は福島原発事故の教訓やIAEA（国際原子力機関）の国際基準も踏まえ、国際基準よりも一定程度厳しめ</p>

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料4

	質問・意見	回答主旨
		な数字をとっており、基本的にこの数値に従っていけば健康上の影響は大きくない。
⑫	<p>〔避難対策の実効性〕 様々な課題がある中で、避難計画の実効性はなく、住民は原子力災害が起こった際の避難に不安を抱いている。 避難計画には、最低限ここまで出来ていないといけないという基準を設けるべきではないのか。 また、避難計画の実効性が有るのか無いのかは、避難することとなる住民一人ひとりが判断すべきではないか。 どんなに対策を講じてもこれで十分ということはないので、計画の精度をきめ細かくバージョンアップしていく努力は避難先を含む中国5県全体でやっていただきたい。 【特】【安】</p>	<p>避難計画の実効性は、有るか無いかという問題ではなく、また、ここまでやれば十分という問題でもなく、継続して高めていくものと考えている。 避難計画の実効性を高めていくためには、行政対応者の対応能力と住民の方々の理解の2つが要素と考えている。 対応能力については、避難先や避難経路、経路が使えない場合の対応等を、関係省庁や関係自治体がそれぞれの計画を持ち寄って連携を取れるようにしてきた。また、訓練等を通じて、これからも計画は継続的に見直して、実効性を向上させていく。 (住民の方々の理解については、①のとおり。)</p>
⑬ 確認 ⑥	<p>〔避難が長期化した場合の補償〕 避難が長期化した場合、どのような対応がとられるのか。補償はされるのか。 【住】</p>	<p>仮に長期化した場合は、福島のを踏まえながら支援のスキームを用意している。 また、原発事故が起きた場合の被災者の救済等を目的として、原賠法、補償契約法があり、最終的には中国電力が補償を行うことになっており、必要に応じて国もそのための援助を行う。</p>
⑭	<p>〔行政機能の機能不全時の対応〕 広域避難の司令塔になる県庁が原発から9km弱、松江市役所も10km以内であり、機能不全になることを危惧している。 機能不全を防ぐための方策は県だけでなく、国も責任を持ち、重視すべき問題だと思うがどうか。 【住】</p>	<p>万が一、庁舎が機能不全になった場合、自治体において業務継続計画を立てていると思うが、国も原子力災害対策本部を立ち上げるので、国と自治体が一体となって、避難指示後の住民避難等に落ちがないよう対応していきたい。 また、県災害対策本部の移転が必要になった場合に備え、移転先における通信連絡設備や、移転先が30km圏内であることを考慮した放射線防護対策設備が整備されている。</p>

〔国のエネルギー政策に係るもの〕

	質問・意見	回答主旨
①	<p>〔原発の必要性〕 海外では原発を止めている国があるのに、日本で維持しようとする理由は何か。 【特】【住】</p>	<p>I E A (国際エネルギー機関) は、「クリーンエネルギーへの転換において原子力は重要な役割を果たす」としており、米国、欧州、中露をはじめ、原子力政策を積極的に推進している国もある。</p>

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料4

	質問・意見	回答主旨
		<p>資源の乏しい我が国の経済や生活を守っていくためには、電力の安定供給、経済効率性、環境適合の観点から、安全性の確保を大前提とした上で、原子力を使っていかなざるを得ない。</p>
②	<p>〔原発の必要性〕 原子力の発電コストが低いとは言えなくなったという指摘があるが、メリットは薄れているのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】【住】</p>	<p>コスト試算は、更地に新たな発電施設を建設する前提であり、最も低い事業用太陽光と比べて、原子力が若干高いが、低廉な電力となっている。</p> <p>なお、この試算では、原子力については、安全対策費、核燃料サイクルや使用済燃料最終処分費、事故リスク費用が含まれているが、事業用太陽光については、天候によって左右される出力を火力や揚水発電でバックアップするためのコストは含まれていない。</p>
③	<p>〔原発の必要性〕 電気が足りている現状で、原発を稼働する必要が本当にあるのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>電気は現状では足りてはいるが、需給の状況は逼迫してきている。その中で地球温暖化に対応するためには再生可能エネルギーの導入を図る必要があるが、賦課金という形で国民負担が増えていくこと、気象条件により出力が不安定なことなどの課題がある。こうしたことを踏まえると、原発も一定程度必要である。</p> <p>日本が抱えるエネルギー事情を丁寧に説明していく。</p>
④ 確認 ⑦	<p>〔原発の必要性〕 CO₂の排出削減目標について、原発ではなく、再生可能エネルギーでは達成できないのか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>再生可能エネルギーについては、天候等による変動を火力発電でバックアップする必要があり、賦課金という形で国民負担が増えていくこと、適地が限られていることなどから、一定の制約がある。</p> <p>その主力電源化に向けて最大限取り組んだとしても、電源構成の20～22%を原発に頼らざるを得ない。</p>
⑤ 確認 ⑦	<p>〔原発の必要性〕 今の日本のエネルギー事情を考えたときに原発は必要不可欠な電源であるということを政府がはっきりと示すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【特】</p>	<p>資源が乏しい日本において安定かつ安価で気候変動問題を考えたときに、原子力は欠かせないというのが政府の認識であり、国民、県民の皆様にも直接説明する機会を数多く作っていく。</p>
⑥	<p>〔核燃料サイクル〕 放射性廃棄物の問題の目処が立っていない中で、原発を動かしてもらっては困る。</p>	<p>六ヶ所村の再処理工場、MOX燃料加工工場に規制委員会の許可が出たこと、最終処分について2町村で文献調査が開始され</p>

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料4

	質問・意見	回答主旨
	<p>仮に六ヶ所の再処理工場が稼働すれば、年間8トンのプルトニウムが出てくるが、使うあてもなく、核不拡散条約に抵触し、国際的な信用を失う重要な問題ではないか。</p> <p>使用済MOX燃料の再処理については、全く予定が立っていないなど、核燃料サイクルには多くの課題がある。</p> <p style="text-align: right;">【特】【安】【住】</p>	<p>たことは一定の前進と考えている。</p> <p>廃棄物については社会全体で必ず解決しなければならない課題であり、政府として強い決意と責任を持って取り組んでいく。</p> <p>I A E A（国際原子力機関）では、日本にあるプルトニウムを含む全ての核物質が平和的な利用に留まっているという結論を出している。</p> <p>電気事業連合会においても新たなプルサーマル計画を令和2年12月に策定し、プルサーマルを早期かつ最大限導入することとしている。</p>
⑦	<p>〔原発の必要性〕</p> <p>国が、原発の再稼働を国策として進めることを説明し、安全性についてしっかりと検証すれば、国民の理解は得られるのではないか。再稼働は必要であると考えている。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について資料4

〔中国電力に係るもの〕

	質問・意見	回答主旨
①	<p>〔安全協定〕</p> <p>立地自治体並みの安全協定締結を望む周辺自治体からの要請に対し正面から答えようとしないう中国電力の姿勢について改善を求めたい。周辺自治体に対し立地自治体並みの安全協定を認めることが、中国電力の信頼回復につながるのだと思う。</p> <p>【特】</p>	<p>事前了解等については、これまでの経緯を踏まえ対応をしているが、周辺自治体の住民の安全と環境の保全を守るという安全協定の趣旨は全く同じである。</p> <p>安全協定だけが、住民の安全を守るものではないと考えており、原子力防災の取組も含めて協議しながら、できる限りの対応をしていく。</p>
②	<p>〔原子力事業者としての資質〕</p> <p>中国電力の度重なる不適切事案については、原発に反対の立場からだけでなく、様々な立場の方から不安の声を聞いている。安全文化醸成のために、しっかりと対応いただきたい。</p> <p>人口が集中する県庁所在地に唯一ある島根原発の設置者として、福島原発事故から得られた教訓を踏まえ、緊張感を持ち、県民の安全確保を担保することが、中国電力の大きな役割と使命だと思う。</p> <p>【特】</p>	<p>安全文化の意識醸成の取組を、社員のほか、協力会社に対してもしっかりとやるとともに、しっかりと指導するための監視評価組織を立ち上げた。</p> <p>意識の醸成と監視・管理の両面での取組により、全員が同等の安全文化の意識をもてるように取り組む。</p> <p>発電所が県庁所在地にあり、事故があれば非常に影響が大きいと認識している。</p> <p>福島原発事故においては、情報の一元化が出来なかったことが最大の教訓と考えており、防災ネットワークを含めた体制をしっかりと構築した。</p> <p>想定外の場合の危機管理については、トップ以下しっかりした対応力が持てるように、教育のプログラムを受けるなど、引き続き、緊張感をもってトラブルを起こさないようにしっかりと管理対応していく。</p>
③	<p>〔使用済燃料の最終処分〕</p> <p>島根原発の使用済燃料は全量搬出されるのか。</p> <p>乾式キャスクを設置する予定はあるのか。</p> <p>【住】</p>	<p>島根原発は貯蔵容量にまだ余裕があるため、当面現行の貯蔵設備を活用する。</p> <p>将来は、「使用済燃料の貯蔵状況等を勘案して、敷地内外における乾式貯蔵施設等種々の貯蔵方策について検討する。</p>
④	<p>〔原子力事業者としての責任〕</p> <p>避難計画の実効性を高めるために絶えず努力をしなければならないという多大な負担を強いていることを、中国電力は認識しているのか。</p> <p>【特】</p>	<p>福島のような事故を二度と起こしてはならないという気持ちで、しっかりと安全対策、新規制基準にも対応してきた。</p> <p>事故を起こさないよう最大限努力した上で、防災対策に対しても、ストレッチャー車両の支援や、汚染測定のための1300人の社員の派遣など、最大限の協力していく。</p>

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料4

〔その他〕

	質問・意見	回答主旨
① 確認 ⑧	<p>〔判断時期〕 国は、なぜ設置変更許可後という時期に県に対し再稼働に対する理解の要請を求めてきたのか。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>他地域と同様の扱いとしている。</p>
②	<p>〔アンケート、住民投票〕 いったん再稼働すれば、住民は長期に渡りリスクを負うことになるのに、その判断を一部の人で決めてよいのか。例えば、アンケートや住民投票を行って合意形成するようなプロセスをつくるべき。</p> <p style="text-align: right;">【住】</p>	<p>原発について理解を得る形については様々な形があると考えており、国が一律に決めるのは適切ではない。 地域の自治体と良く相談の上、地元の理解を得られるよう取り組んでいく。</p>

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について 資料4

②県から国への確認・要望事項について

意見・質問等に関し、県として国に確認しておくべきと考えている事項

【安全対策】

- ① 中国電力は、これまで度重なる不適切事案を起こしてきている。これは、安全に対する意識が低く、また、緊張感と責任感が著しく不足していたためと考えているが、このような事業者が安全に原発を運転するためにどのような対応をとられるのか。(原子力規制庁)
- ② 意図的な航空機の衝突等のテロにより、原子力施設が被害を受けた場合は、原子炉建屋は破壊されないのか。また、使用できる設備等で、放射性物質の放出や拡散を防ぐことができるのか。(原子力規制庁)
- ③ ミサイル攻撃等の武力攻撃事態やテロについては、どのように対応するのか。(資源エネルギー庁)

【避難対策】

- ④ 大雪などのように広範囲にわたり一度に多くの支援が必要となる災害や、地震・津波などのように多くの道路や港の被害が直ちに復旧ができない災害などが原子力災害と併せて発生した場合、自治体だけでは対応が困難なケースも想定される。例えば、避難ルートが自然災害等により使用できない場合は、あらかじめ定めた代替ルートに変更、または、新たにルートを設定するとともに、迅速に道路を啓開することとしているが、それでも道路が使えない場合、海上保安庁、自衛隊、全国からの警察及び消防等の支援を得て、ヘリコプターや船艇を使用し避難を実施する場合、どのように避難を行うのか。また、緊急時対応で定めた港湾等が、津波等で被災した場合、具体的にどのようにヘリコプターや船艇で避難を行うのか。(内閣府)
- ⑤ 感染症流行下で、避難所を計画していた数よりも多く確保する必要が生じたとき、また避難先の自治体が自然災害で被災して受入対応が難しい場合などで、岡山県、広島県よりもさらに広域に避難者の受入調整を行わなければならないときは、自治体の対応だけでは困難であり、国が前面に立って受入先自治体の確保のための調整を行うことを改めて確認する。(内閣府)
- ⑥ 避難が長期に及んだ場合の、二次避難先の確保や避難先・避難元自治体に対する支援など、住民の避難先の生活について、国として具体的にどのような体制で、どのような支援を行うのか。(内閣府)

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について資料4

【国のエネルギー政策】

- ⑦ 仮に再生可能エネルギーだけで電力需要を賄うとした場合にどのような問題が生じるのか。その問題を解決するために、政府の方針に基づいて原発の再稼働を進めることが日本社会にとって必要不可欠なのか。(資源エネルギー庁)

- ⑧ 設置変更許可が終わっただけで、設計及び工事計画認可、保安規定変更認可が終わっていないのに、なぜこの時期に政府は、立地自治体に対し再稼働の理解要請をするのか。(資源エネルギー庁)

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について資料4

島根県重点要望の内容（関連部分抜粋）

【原子力規制庁】

- ① 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること
- ② 島根原子力発電所2号機については、審査結果の説明に対する意見・要望を踏まえ、再稼働について総合的に判断することとしているが、原子力事業者の監督官庁として安全対策に万全を期すこと。さらに、設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査についても、引き続き厳格に行うこと
- ③ 島根原子力発電所3号機について、福島第一原子力発電所事故を踏まえて制定された新規制基準への適合性について、責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。また、審査結果については、県民や立地・周辺自治体にわかりやすく説明を行うこと
- ④ 島根原子力発電所の安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といった人的な対応についても、厳格に確認を行うこと
- ⑤ 中国電力が行う島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施にあたっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から、廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう、厳格に確認を行うこと。また、放射性廃棄物の処分に係る規制基準を早急に確立すること

【内閣府原子力防災担当】

- ⑥ 島根地域全体の避難計画である緊急時対応がまとめられ、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議において了承されたところであるが、今後も原子力防災訓練等を通じた確認や、計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実働組織の支援等について、必要な支援・協力を行うこと
- ⑦ 県が計画的に進めている、避難退域時検査、緊急時モニタリング、避難所等で必要となる資機材、安定ヨウ素剤及び円滑な避難を確保するための施設等の整備・維持・更新等について、国は必要な財政支援を行うこと
また、原子力災害対策事業費補助金等の支援制度を拡充し、万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な通信環境及び資機材整備などについて、新たに補助対象へ加えること
- ⑧ 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費についての財政措置を講じること

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について資料4

【資源エネルギー庁】

- ⑨ 第6次エネルギー基本計画が策定されたが、国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと
- ⑩ 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること
- ⑪ 原子力発電所の必要性や国のエネルギー政策等について、県民や立地・周辺自治体に対し、丁寧にわかりやすく説明すること
- ⑫ 原子力発電所の稼働・再稼働の判断に県民や立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを示すこと
- ⑬ 廃炉等に伴って生じる低レベル放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則の下、原子力事業者等が処分場確保に向けた取組を着実に進めることを基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、必要な取組を進めること
- ⑭ 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと
- ⑮ 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること
- ⑯ 原子力発電施設については、廃止が決定された後も原子力安全・防災対策など行政の財政負担が引き続き生じること、また、立地自治体の経済、雇用、財政等への影響への考慮が必要であることから、電源三法交付金・補助金については、原子力発電施設の撤去完了までを見据えた制度とすること
- ⑰ 平成28年度に創設された補助金や増額された交付金については、原子力発電所の廃止措置期間中における立地自治体の財政に影響を及ぼすことがないように、対象事業や交付金額・期間に十分に配慮したものとすること
- ⑱ 電源三法交付金については、原子力発電所の安全確保のための運転停止期間中における「みなし規定」の見直しにより交付水準が低下したが、原子力発電所の立地に伴う財政需要に配慮し、十分な交付水準を確保すること
- ⑲ 原子力発電所の長期停止による地域経済の停滞に対し、独自の産業・雇用対策を実施するため交付金制度の充実を図ること
- ⑳ 各地域において脱炭素社会が実現するよう、再生可能エネルギー導入促進や省エネルギー推進に向けた支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について資料4

【防衛省】

- ⑳ 日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係、離島や長い海岸線を有する地理的状況さらには、原子力発電所が立地する島根県の事情等を考慮し、県内において、出雲駐屯地をはじめ自衛隊の配備体制の充実を図ることや、日本海側の警戒態勢の強化に向けた自衛隊艦船の浜田港など県内への寄港回数を増加させること

●意見交換における出雲市長発言要旨

〔国への要望〕

- ① 広域避難計画の実効性を高めていくためには、国の関与が不可欠であり、住民の避難にあたり、自治体が支援要請を行った場合には、国は必要な支援をしっかりと行っていただきたい。また、原子力災害にも対応できる部隊の配置を含め、陸上自衛隊出雲駐屯地の機能・人員・設備の拡充など支援体制の強化をお願いしたい。
- ② 国の支援制度を拡充し、原子力安全対策・防災対策に従事する職員の人件費や、避難所、一時集結所となる施設の改修経費などについて、対象経費に加えていただきたい。
- ③ 本市の本庁舎や、その代替施設として位置づけている消防本部庁舎は、いずれもUPZ内にある。庁舎が立地する区域に避難等の指示が出された場合でも、住民の避難が完了するまで業務を継続する必要があるため、これらの庁舎の放射線防護対策を実施していただきたい。
また、市内には放射線防護対策を実施した病院や社会福祉施設がないため、市内の原子力災害拠点病院及び社会福祉施設等の放射線防護対策を実施していただきたい。
- ④ 原子力災害時の避難路や緊急輸送路としての役割が期待される道路の整備、特に山陰自動車道「出雲・湖陵道路」及び「湖陵・多伎道路」の整備を加速し、また、一般国道9号出雲バイパスの全線4車線整備を早期に事業化していただきたい。
- ⑤ 国が原発の再稼働を進めるにあたっては、立地自治体の意見が最大限尊重されることを前提に、周辺自治体の意見も十分に反映される新たな法制度を構築していただきたい。また、そうした法制度が構築されるまでの間の暫定的な措置として、周辺自治体が立地自治体と同様な安全協定が締結できるように支援していただきたい。

〔県への要望〕

- ⑥ 広域避難にあたっては、避難先自治体との連携が重要である。避難先自治体に避難所運営マニュアルの策定を働きかけるなど、避難先の理解促進に引き続き取り組んでいただきたい。
- ⑦ 避難開始当初は避難住民の送り出しに全力をあげなければならないが、本市では同時に、市内避難のための避難経路所・避難所開設を行う必要がある。円滑な避難のため、県の全面的な支援をお願いしたい。

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について資料4

- ⑧ 避難計画の理解促進や情報伝達手段の充実を図るため、避難ルートマップのバージョンアップ、島根県版防災アプリや啓発DVDの作成、多言語にも対応した住民向けのガイドブックの作成・配布を行っていただきたい。また、外国人住民や外国人観光客を対象とした緊急時の情報伝達手段を構築していただきたい。
- ⑨ 災害時に避難車両を必要な台数確保できるよう、平時から、新型コロナウイルス感染症等により厳しい経営環境にあるバス事業者等に支援策を講じていただきたい。
- ⑩ より円滑な避難のために避難路や緊急輸送路として効果が期待できる道路の整備を進めていただきたい。特に高規格道路「境港出雲道路」のほか、広域幹線道路や地域内幹線道路を早期に整備していただきたい。
- ⑪ 避難所、一時集結所となる施設の改修等については、国の補助制度の対象とされていないため、市が実施する整備等に対し財政的な支援を講じていただきたい。
- ⑫ 周辺自治体が、中国電力と立地自治体並みの安全協定を締結できるように、積極的な働きかけをお願いしたい。

〔中国電力への要望〕

- ⑬ これまでどおり立地自治体と同様の安全協定の締結を求めていく。

●県への要望に対する当日の県回答要旨

〔⑥に対する回答〕

- ・広域避難先となる岡山県、広島県とは、平成26年に「原子力災害時における広域避難に関する協定」を結び、両県の市町村に避難先施設の選定をはじめ、受入のためのご協力をいただいている。
- ・受入マニュアルについては、避難所運営などは自然災害時と共通する部分が多いほか、原子力災害特有の事柄等については、県から「原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドライン」及びマニュアルのひな形で具体的に示していることから、県としては、マニュアルが策定されていない自治体でも避難住民を受入れることは可能と考えている。
- ・一方で、より円滑な避難受入れのためには、避難先自治体自身のマニュアルとして作成いただくことも大切と考えているため、引き続き、岡山県及び広島県と連携をとりながら、マニュアルの策定の促進に市と一緒に取り組んでいきたい。

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について資料4

〔⑦に対する回答〕

市内で多数の避難所の開設が必要となるなど、市に対して円滑な避難のための支援が必要となった場合には、県が行う支援要員の派遣に加え国への支援要請や、災害時の応援協定に基づく他の都道府県への協力依頼、中国電力に対する要員派遣の要請など、様々な手段を講じて支援を行っていく考えである。

〔⑧に対する回答〕

県では、外国人向けに「やさしい日本語」を使った防災パンフレットの作成や、多言語による訓練時の事前周知等を行ってきたが、居住又は一時滞在する外国人の方を意識した平時の広報・緊急時の情報伝達も重要なことと考えており、市と一緒に取り組んでいきたい。

〔⑨に対する回答〕

新型コロナウイルスの影響を受けて、バス事業者や県民生活の厳しい状況を踏まえ、これまでも支援を行ってきたが、今後の支援についても引き続き検討していく。

〔⑩に対する回答〕

- ・より円滑な避難が可能となるよう、国に対しては、道路整備等の支援の拡充を、引き続き要望していく。
- ・県の幹線道路の整備については、昨年度策定した「島根の『つなぐ道プラン2020』」において、災害時や緊急時の輸送路として重要な機能を担う「骨格幹線道路」を優先的に整備すること、また、道路防災対策（落石対策、橋梁耐震化等）については「緊急輸送道路」から優先的に実施する方針を定めており、これに基づき整備を進めていく。

〔⑪に対する回答〕

これまでも、島根県原子力防災安全等対策交付金を交付しているが、更にどのような支援ができるのか考えたい。

〔⑫に対する回答〕

- ・安全協定については、立地自治体と周辺自治体の双方がそれぞれ異なる立場から妥当な内容を主張されていると受け止めており、どちらかに与して、こうすべきと言うことは適当でないと考えている。
- ・周辺自治体と中国電力との安全協定の問題としてではなく、国に対して、立地自治体・周辺自治体の双方の意見が、稼働・再稼働の判断に、適切に反映される仕組みを要望していく。

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について資料4

●中国電力への要望に対する県コメント

中国電力への要望については、次回、中国電力から回答を行うよう依頼する。

●知事発言要旨

- ・各市長から発言があった国への確認・要望事項については、県の確認・要望事項とともに国に対して確認・要望していきたい。
- ・住民への避難方法の周知については、島根地域の緊急時対応がとりまとめられたタイミングでもあり、県と3市が一体となって取り組みたい。
- ・県による財政支援への要望について、3市に対しては、これまでも核燃料税を財源とした原子力防災安全等対策交付金を交付しているが、この制度の中で、さらにどのような支援ができるのか検討したい。

【参考】安来市長及び雲南市長の発言要旨と当日の県回答要旨

●安来市長の発言要旨

(国への要望)

- ① 原発の必要性について、国民に対し分かりやすく説明するとともに、島根県民の生活にとっては原発立地自体によるメリットは少ないため、十分なコンセンサスが得られるよう、特に丁寧に対応していただきたい。
- ② 高レベル放射性廃棄物処分の見通しについて早急に明らかにするとともに、住民に分かりやすく説明していただきたい。
- ③ 周辺自治体が立地自治体と同様の安全協定を電力会社と締結できる制度等を検討していただきたい。

(県への要望)

- ④ 原子力災害が発生した際、公助にあわせ自助・共助による災害対応が重要であることから、自助・共助の効果を高めるため、地域住民の繋がりを深めるなど地域活動の活性化が図られるよう、以下の点について支援していただきたい。
 - ・原子力災害も含め住民への情報伝達手段の充実のため防災情報伝達の主要手段である行政告知端末の設置促進・更新と維持管理
 - ・地域活動の拠点や災害時の避難所となる公共施設の修繕や改修
 - ・共助の基礎となる自治会等地域組織の活性化
 - ・自主防災組織等の育成や結成促進

(中国電力への要望)

- ⑤ これまで運営管理上生じた様々な問題により、住民は不安を感じていることから、適切に安全対策を実施し、要員育成・訓練等の対応が行われることを分かりやすく説明するとともに、随時、新しい知見を取り入れるなどにより、不断の対策の向上が図られるよう対応していただきたい。
- ⑥ 原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合、それ以降、事業者は事態を収拾させるための応急措置を講じるとともに、措置の内容を報告することが定められている。

事故による放射性物質の大規模放出を避けるなどの目的でやむを得ずフィルタベントを実施する場合、そうでない場合に比べて、その影響は相当程度抑えられると考えられるものの、敷地外へ影響を及ぼすことになるため、フィルタベントに関する情報についても確実に報告されるよう留意いただきたい。
- ⑦ 原発のテロ対策について、核物質防護上、詳細な説明が困難である点は理解できるが、ハード・ソフト両面の対応、要員育成・訓練等が適切に行われることを分かりやすく説明するとともに、不断の向上が図られるよう対応すること。加えて、特定重大事故等対処施設が未整備の状態でも、十分な対応が取られることを明らかにしていただきたい。
- ⑧ 社会・経済活動を行う上で重要な、安定した電力供給や電気料金の低廉化に努め

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について資料4

ていただきたい。

- ⑨ 島根原発1号機の廃止措置計画の了解時に県が「地元企業への工事発注など地域振興に特段の配慮をすること」を要請しているが、例えば、工事や点検業者について周辺市の宿泊施設を利用してもらうなど中国電力は周辺市の地域振興にも配慮していただきたい。

(県への要望に対する当日の県回答要旨)

〔④に対する回答〕

これまでも、島根県原子力防災安全等対策交付金を交付しているが、更にどのような支援ができるのか考えたい。

●雲南市長の発言要旨

(国への要望)

- ① 緊急時対応、広域避難の実効性を高める訓練などの原子力防災対策について、引き続き前面に立って取り組んでいただきたい。
- ② 関係の支援制度を拡充し、原子力安全対策・防災対策に従事する職員の人件費や、緊急時の代替庁舎、避難退域時検査場所、避難所、一時集結所となる施設の改修に係る経費などについて、支援の対象経費に加えていただきたい。
- また、立地自治体には、電源三法交付金による財源措置がなされている一方で、周辺自治体にはそうした措置がないことを踏まえ、周辺自治体に対しても、適切な財政措置を講じていただきたい。
- ③ 広域避難計画をより実効性あるものとするため、道路等の環境整備に国が責任を持ち継続的に支援するとともに、避難ルートとなる道路（松江道、国道、県道）については、優先的に災害に強い整備改修を進めていただきたい。
- ④ 使用済燃料及び放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分について、引き続き前面に立って取り組んでいただきたい。
- ⑤ 将来的に原子力発電に頼らない電源構成を目指し、再生可能エネルギーの普及と、これを主力電源とするエネルギー政策を早期に確立していただきたい。
- ⑥ 原子力発電所の安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分に反映されるよう、国が周辺自治体の意見聴取を行うなどの新たな制度を創設していただきたい。

(県への要望)

- ⑦ 住民が迅速かつ安全に避難できるよう、避難計画の確立と実効性確保に努め、避難退域時検査による汚染拡大の防止のための適切な対応を行っていただきたい。
- ⑧ UPZ内にある市役所本庁舎の緊急時の代替庁舎となる施設や一次集結所、避難退域時検査場所となる市有施設等の整備については、国の補助制度の対象とされていないため、県が、市の実施する整備等に対し財政的な支援を講じていただきたい。

4. 第2回島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について資料4

- ⑨ 周辺自治体が中国電力株式会社と立地自治体と同等な安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講じていただきたい。

(中国電力への要望)

- ⑩ 原子力災害が発生した場合の、UPZ内を就労、買い物等で生活圏としている隣接区域の住民に対する補償について具体的に検討していただきたい。
- ⑪ 広域避難計画について、市民が迅速かつ安全に避難できるよう、事業者として最大限関与していただきたい。

(県への要望に対する当日の県回答要旨)

〔⑦に対する回答〕

- ・避難退避時検査場所やその周辺の道路などの放射性物質による汚染状況については、県も加わって行う緊急時モニタリングの中で、走行サーベイや航空機モニタリング等の方法により調査を行う。
- ・その上で、必要に応じて国の責任において除染等の措置が確実に実施されるものと理解している。

〔⑧に対する回答〕

これまでも、島根県原子力防災安全等対策交付金を交付しているが、更にどのような支援ができるのか考えたい。

〔⑨に対する回答〕

- ・安全協定については、立地自治体と周辺自治体の双方がそれぞれ異なる立場から妥当な内容を主張されていると受け止めており、どちらかに与して、こうすべきと言うことは適当でないと考えている。
- ・周辺自治体と中国電力との安全協定の問題としてではなく、国に対して、立地自治体・周辺自治体の双方の意見が、稼働・再稼働の判断に、適切に反映される仕組みを要望していく。

令和3年11月住民説明会資料

出雲市の原子力防災の取組

出雲市 防災安全部 防災安全課

目次

1. 島根原子力発電所2号機に関連する経過
2. 原子力災害に備えた広域避難計画
3. 中国電力株式会社との安全協定に関する取組
4. 今後の対応

1. 島根原子力発電所2号機に関連する経過

年月日	内容
平成元年2月10日	営業運転を開始
平成23年1月25日	出雲市と中国電力が「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定」を締結
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震の発生 東京電力福島第一原子力発電所事故
平成23年12月25日	出雲市と中国電力が「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」を締結
平成24年1月27日～	定期検査中（運転停止）
平成24年8月29日	出雲市、安来市及び雲南市（周辺3市）から中国電力に対し、原子力安全協定の締結に関する申し入れ（1回目）
平成25年7月8日	新規制基準施行
平成25年10月18日	周辺3市から中国電力に対し、原子力安全協定の締結に関する申し入れ（2回目）
平成25年12月25日	原子炉設置変更許可申請（2号機の新規制基準適合性確認）

1. 島根原子力発電所2号機に関連する経過

年月日	内容
平成28年3月28日	周辺3市から中国電力に対し、原子力安全協定の締結に関する申し入れ（3回目）
平成29年2月10日	周辺3市と中国電力が「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」を締結
平成30年7月4日	周辺3市から中国電力に対し、原子力発電所立地自治体と同様の安全協定の締結に関する申し入れ（4回目）
令和3年8月11日 ・24日	周辺3市の申し入れに対する中国電力からの回答
令和3年9月14日	第1回島根原子力発電所2号機の再稼働計画に係る知事・3市長会議
令和3年9月15日	2号機の原子炉設置変更許可
令和3年10月24日	島根原子力発電所に関する住民説明会（県・出雲市共催）
令和3年11月1日	出雲市原子力安全顧問会議
令和3年11月5日	出雲市原子力発電所環境安全対策協議会
令和3年11月9日	第2回知事・3市長会議

2. 原子力災害に備えた広域避難計画

(1) 原子力災害とは

原子力災害とは、原子力発電所などで重大事故が起き、大量の放射性物質や放射線が外へ放出されることによって生じる被害のことをいいます。大量の放射性物質や放射線は、土壌汚染や放射線被ばくといった影響を及ぼします。

※放射性プルームとは、気体状または微粒子状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態のことです。

※災害発生時のイメージ図
(放射性プルームは目に見えません。)



(1) 原子力災害とは

原子力災害では、放射性物質及び放射線の放出が起こり、地震や風水害などと異なり、以下のような特殊性があります。

- ① 五感に感じない
(見えない、におわない、肌を感じないなど)
→ただし、放射線測定器により測ることができません。
- ② 被害の程度が自分で判断できない
→放射線などに関する知識が必要です。

各自の判断で行動せず、県や市の指示内容をよく確認し、冷静に判断することが大切です。

(2) 放射性物質放出前の防護措置

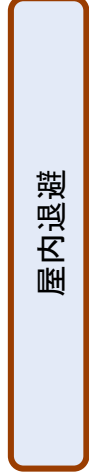
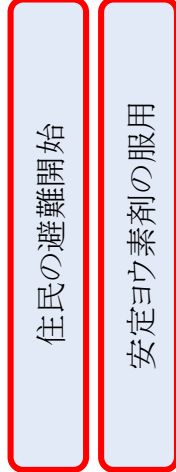
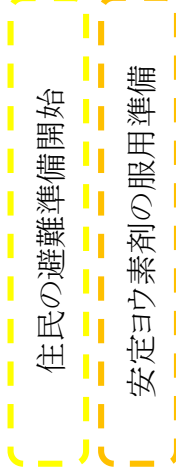
原子力発電所から概ね5kmから30kmまでの地域にお住まいの方等は、事故が進展し、全面緊急事態となった場合には、避難や一時移転の指示が出るまで**屋内退避**をすることになります。



施設敷地緊急事態要避難者の避難準備開始、避難の実施により健康リスクが高まる者の屋内退避準備開始



施設敷地緊急事態要避難者の避難開始、避難の実施により健康リスクが高まる者の屋内退避開始

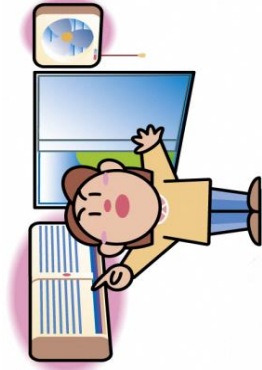


(3) 屋内退避の留意点

屋内退避の指示が出たら

- 不要不急の外出は控え、自宅や職場、最寄りの公共施設の中などに入りましょう。
(地震等により自宅での屋内退避が困難であるような場合は、公共施設の中に入りましょう)
- 感染症流行下で屋内退避する際には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないでください。

放射性物質の侵入を防ぐ



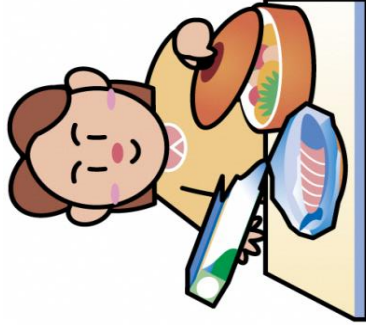
ドアや窓を閉め、エアコン（外気導入型）、換気扇を止めましょう。

体についた放射性物質を洗い流す



外から帰ってきた人は、着替えて顔や手を洗い、着替えた衣服はビニール袋に保管し、他の衣服と区別しましょう。

放射性物質による汚染を防ぐ



食品にフタをしたりしましょう。

正確な情報をつかむ



テレビ、ラジオなどで発表される新しい情報を待ちましょう。

「屋内退避」(＝建物に入る)だけでも放射線の影響を低減することができます。特にコンクリートの建物では、効果が大きくなります。

(4) 放射性物質放出後の防護措置

原子力発電所から概ね5kmから30kmまでの地域にお住まいの方等は、緊急時モニタリングの結果、空間放射線線量率が基準値より高くなった場合は、屋内退避を継続するのではなく、**避難、一時移転**を行います。

緊急防護措置【OIL1】 500 μ Sv/h 超過

数時間内を目的に区域を特定

避難（移動が困難な者の一時
屋内退避を含む）の実施

早期防護措置【OIL2】 20 μ Sv/h 超過

1日内を目的に区域を特定

対象地域の生産物の摂取を制限

対象地域の住民を1週間程度
内に一時移転

飲食物摂取制限【OIL6】 0.5 μ Sv/h 超過

数日内を目的に飲食物中の
放射線核種濃度を測定すべ
き区域を特定

1週間程度内を目的に飲食物
中の放射線核種濃度の測定
と分析を実施

基準を超えるものにつき摂取
制限を迅速に実施

UPZ

5km～
30km

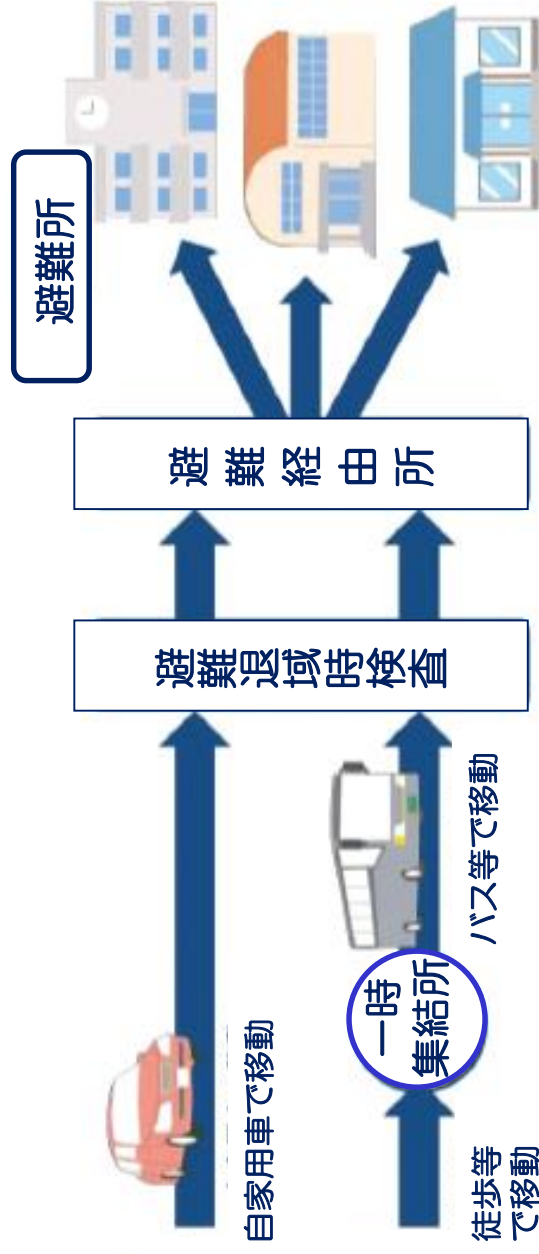
避難等される住民等を対象に避難退域時検査を実施して、基準
を超える際は簡易除染【OIL4】

(5) 避難等の指示が出たら（一般住民）

- 自家用車をお持ちの方は、自家用車で避難等を行います。
- 自家用車での避難等が困難な方は、県が手配するバス等で避難等を行います。バス等は一時集結所に手配されるので、避難等の指示が出たときは、市が指定する一時集結所へ集合します。

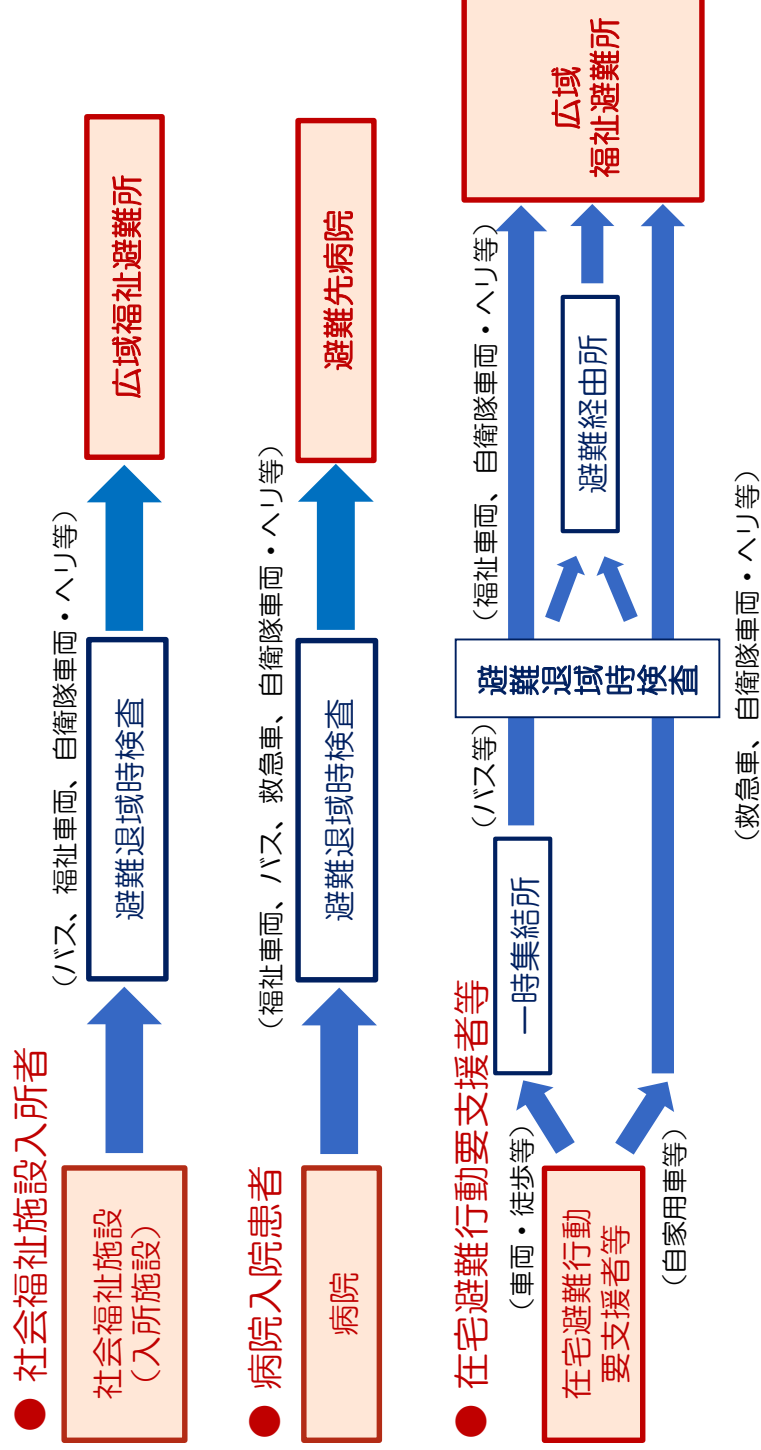
自家用車を持っている方は
自家用車で避難します。

自家用車での避難が困難な
方は、一時集結所に集合し
バス等で避難します。



(5) 避難等の指示が出たら（避難行動要支援者等）

- 社会福祉施設に入所されている方や、在宅の避難行動要支援者の方は、広域福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ避難を行います。
- 病院の入院患者の方は、直接、避難先の病院へ入院します。



(6) 市内避難の対象地域と避難先

避難対象地域・地区		避難先（地区）
平田	伊野、東、佐香、檜山	大社地域（荒木地区）
	灘分	大社地域（杵築地区）
	久多美	出雲地域（長浜地区）
	平田	湖陵地域
	北浜	佐田地域
	西田	多伎地域
斐川	出東	出雲地域（神門地区）
	荘原	出雲地域（古志地区）
		出雲地域（神西地区）

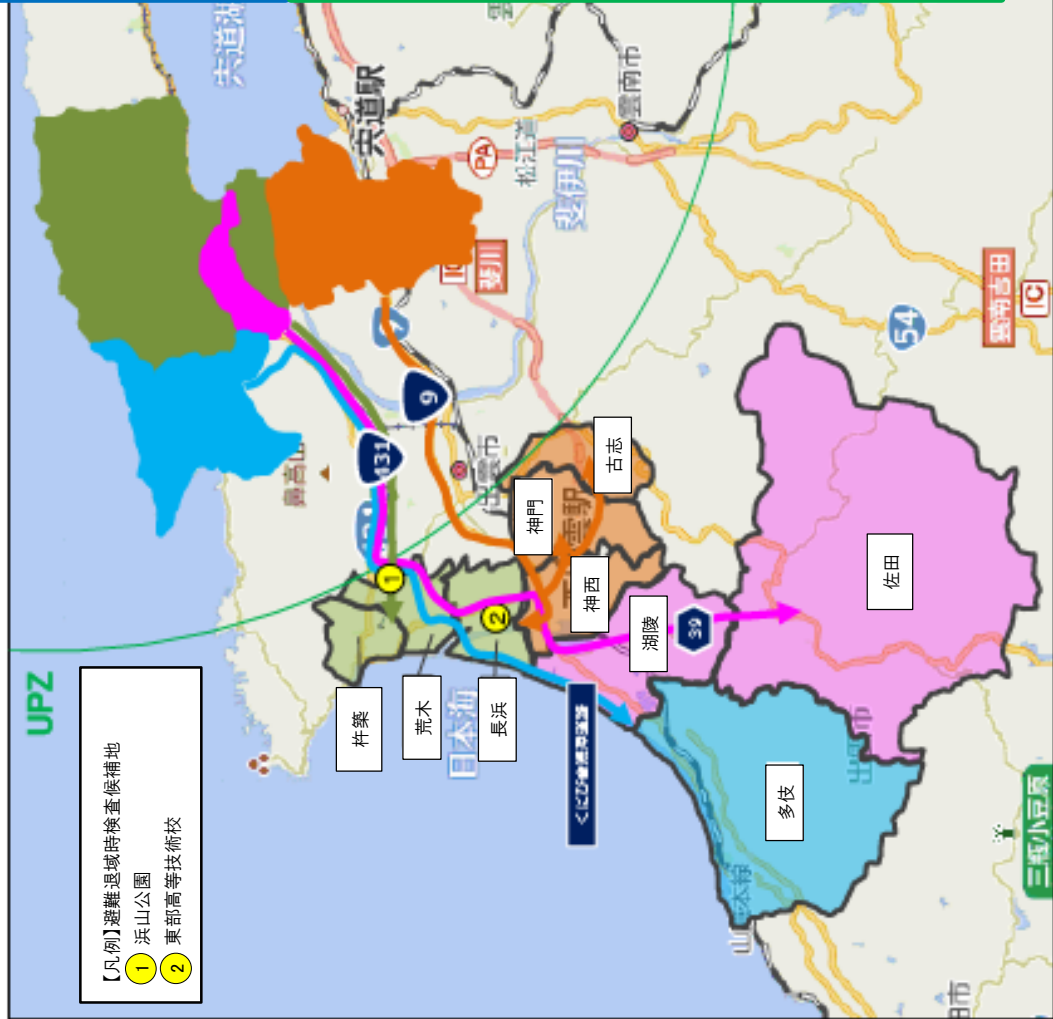
(7) 県外（広島県）避難の対象地域と避難先

避難対象地域・地区		避難先
平田	鰐淵	海田町
	国富	安芸高田市
斐川	久木	北広島町
	直江	安芸太田町
	阿宮	広島市
大社	伊波野 出西	広島市
	遙堪	
出雲	高浜、四絡 川跡、大津	坂町
	稗原（宇那手町、 稗原町）	

避難対象地域・地区		避難先
出雲	今市	廿日市市
	朝山（朝山町）	大竹市
	鳶巢	府中町
	上津	熊野町
	塩冶 （塩冶善行町、塩冶 町の一部、塩冶有原 町、上塩冶町、天神 町、築山新町）	呉市
	高松 （白枝町、浜町）	
	大社	江田島市

※塩冶町の一部とは、県道多伎江南出雲線より北側の区域をいいます。

(8) 北浜・西田・伊野・東・佐香・檜山・灘分地区の避難ルート



北浜・西田地区 避難先:多伎地域

- 【一時集結所】
- 〔北浜〕
- 北浜コミュニティセンター、北浜小学校、旧塩津小学校
- 〔西田〕
- 西田コミュニティセンター、西田小学校、旧光中学校
- 【基本経路】
- 国道250号→県道275号→国道431号→くにびき海岸道路
- 【避難退域時検査候補地】 浜山公園
- 【避難経由所】 道の駅キララ多伎
- 【避難所】 旧田儀小学校 他 5
- 【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館 他 6

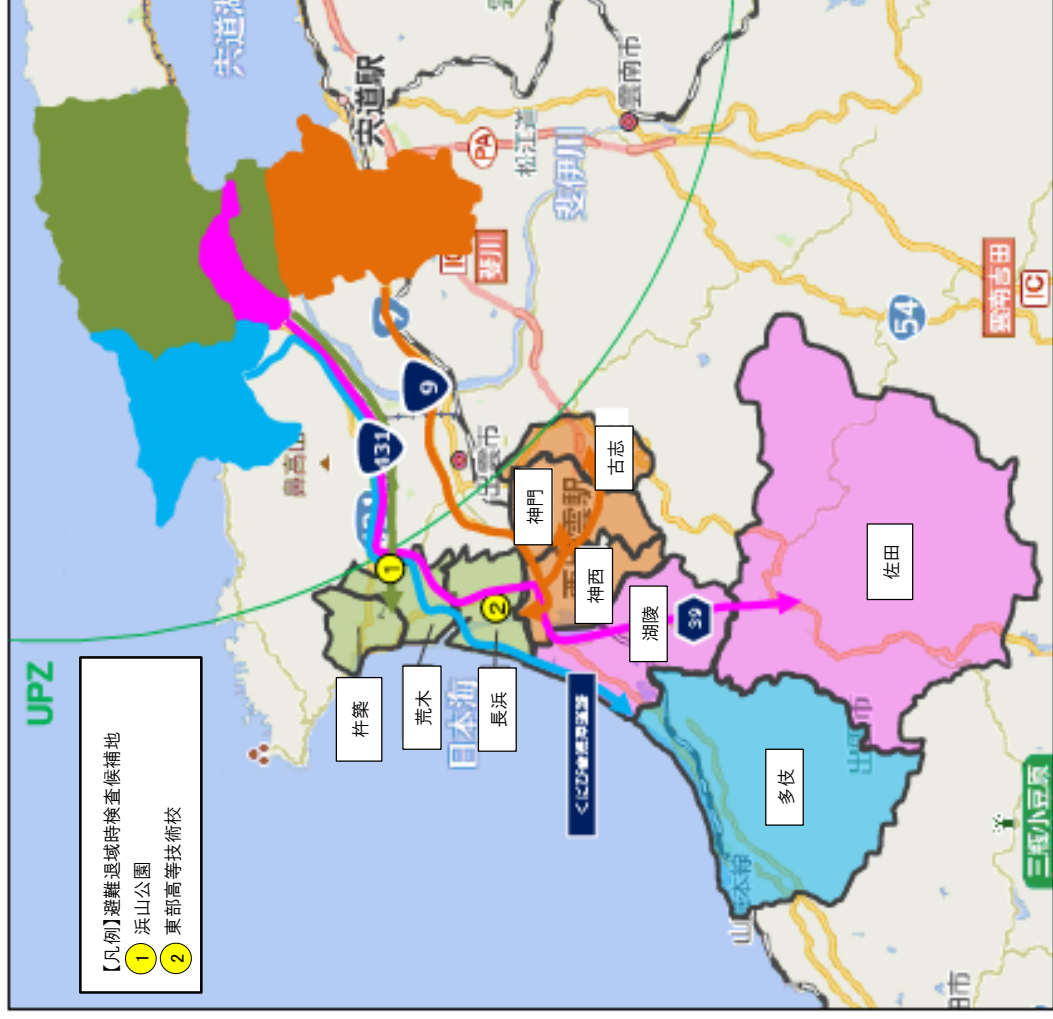
伊野・東・佐香・檜山地区 避難先:荒木地区

- 【一時集結所】
- 〔伊野〕 伊野コミュニティセンター、伊野小学校
- 〔東〕 東コミュニティセンター、青少年の家サンレイク、旧東小学校
- 〔佐香〕 佐香コミュニティセンター、三津町自治会館
- 〔檜山〕 檜山コミュニティセンター、旧檜山小学校
- 【基本経路】
- 国道431号→県道28号
- 【避難退域時検査候補地】 浜山公園
- 【避難経由所】 浜山公園
- 【避難所】 大社高校 他 4
- 【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館 他 6

灘分地区 避難先:杵築地区

- 【一時集結所】
- 灘分コミュニティセンター、灘分小学校、向陽中学校
- 【基本経路】
- 国道431号→県道28号
- 【避難退域時検査候補地】 浜山公園
- 【避難経由所】 浜山公園
- 【避難所】 大社小学校 他 6
- 【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館 他 6

(9) 久多美・平田・出東・荘原地区の避難ルート



【凡例】避難退域時検査候補地
 ① 浜山公園
 ② 東部高等技術校

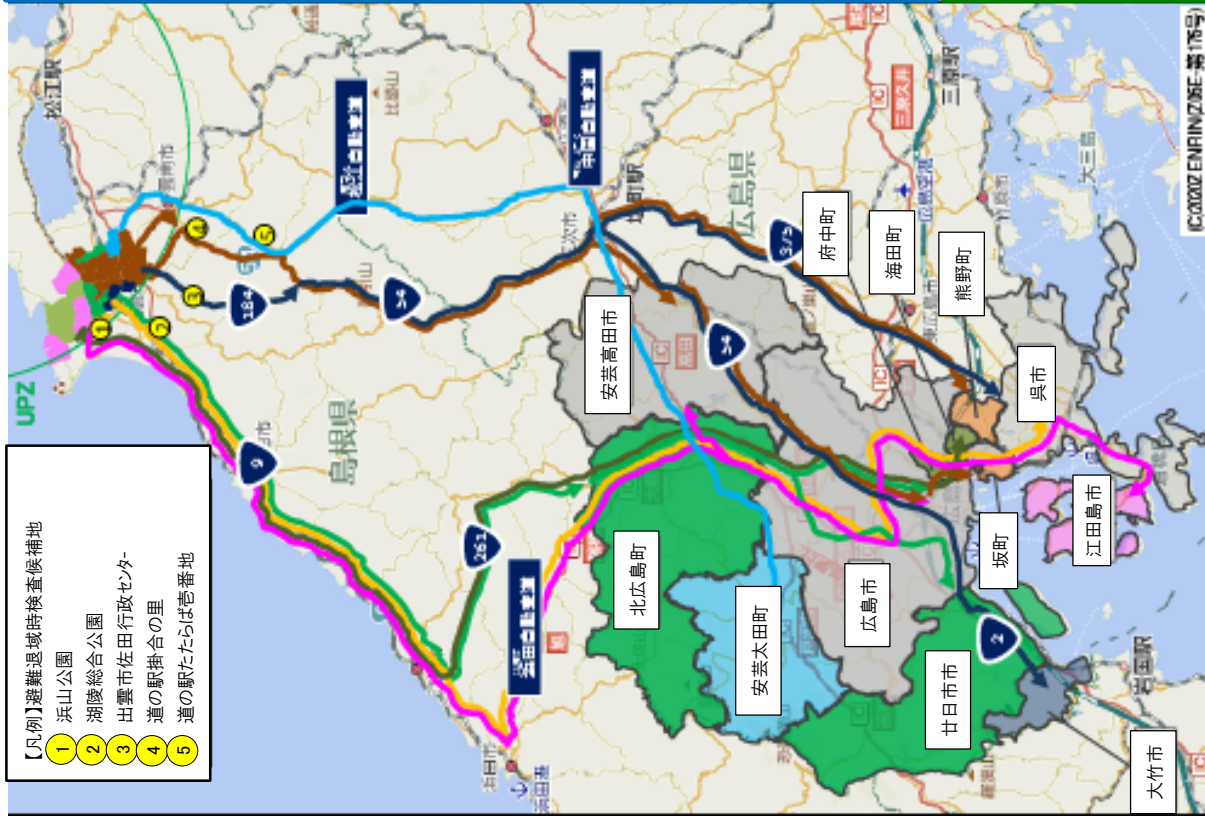
久多美地区 避難先:長浜地区
 【一時集結所】
 久多美コミュニティセンター、平田農業就業改善センター、さくら小学校
 【基本経路】
 国道431号→県道28号
 【避難退域時検査候補地】 浜山公園
 【避難経由所】 浜山公園
 → 【避難所】 長浜小学校 他 5
 → 【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館 他 6

平田地区 避難先:湖陵・佐田地域
 【一時集結所】
 平田コミュニティセンター、平田文化館・福祉館、平田中学校
 平田本陣記念館、平田高等学校、平田小学校
 【基本経路】
 国道431号→県道28号→国道431号→県道39号
 【避難退域時検査候補地】 浜山公園
 【避難経由所】 湖陵総合公園 他 1
 → 【避難所】
 (湖陵)湖陵コミュニティセンター 他 4
 (佐田)佐田中学校 他 11
 → 【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館 他 6

出東地区 避難先:神門・古志地区
 【一時集結所】
 出東コミュニティセンター、斐川中学校、出東小学校
 【基本経路】
 国道9号→国道431号
 【避難退域時検査候補地】 東部高等技術校
 【避難経由所】 東部高等技術校
 → 【避難所】 神戸川小学校 他 9
 → 【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館 他 6

荘原地区 避難先:神西地区
 【一時集結所】
 荘原コミュニティセンター、荘原小学校、四季荘
 【基本経路】
 国道9号→国道431号
 【避難退域時検査候補地】 東部高等技術校
 【避難経由所】 東部高等技術校
 → 【避難所】 神西小学校 他 3
 → 【広域福祉避難所】 西部高齢者健康交流館 他 6

(10) 鵜鷺・国富・高浜・遙埴・鰐淵地区の避難ルート



鵜鷺地区 避難先:江田島市

【一時集結所】鵜鷺コミュニティセンター、旧鵜鷺小学校

【基本経路】

国道431号→県道28号→くにびき海岸道路→国道9号→江津道路→浜田道路
 →中国自動車道→広島自動車道→(山陽自動車道)

【避難退域時検査候補地】浜山公園

【避難経由所】能美運動公園

→【避難所】江田島市スポーツセンター

→【広域福祉避難所】中町公民館 他1

国富地区 避難先:安芸高田市

【一時集結所】国富コミュニティセンター、プラッツ金山館、国富小学校
 【基本経路】

国道431号→県道28号→くにびき海岸道路→国道9号→江津道路→浜田道路
 →中国自動車道→広島自動車道→(山陽自動車道)

【避難退域時検査候補地】浜山公園

【避難経由所】甲田文化センター・ミュージズ 他1

→【避難所】甲田中学校 他7

→【広域福祉避難所】高宮老人福祉センター「福寿荘」他2

高浜・遙埴地区 避難先:広島市

【一時集結所】

〔高浜〕高浜コミュニティセンター、高浜小学校

〔遙埴〕遙埴コミュニティセンター、遙埴小学校、遙埴幼稚園

【基本経路】

国道431号→県道28号→くにびき海岸道路→国道9号→江津道路→浜田道路
 →中国自動車道→広島自動車道→(山陽自動車道)

【避難退域時検査候補地】浜山公園

【避難経由所】安芸矢野ニュータウン中央公園 他4

→【避難所】三人公民館 他95

→【広域福祉避難所】ケアハウスラポール東千田 他57

鰐淵地区 避難先:海田町

【一時集結所】鰐淵コミュニティセンター、鰐淵小学校、お茶の里唐川館、猪目交流センター

【基本経路】

国道431号→くにびき海岸道路→国道9号→国道261号→国道191号→国道54号

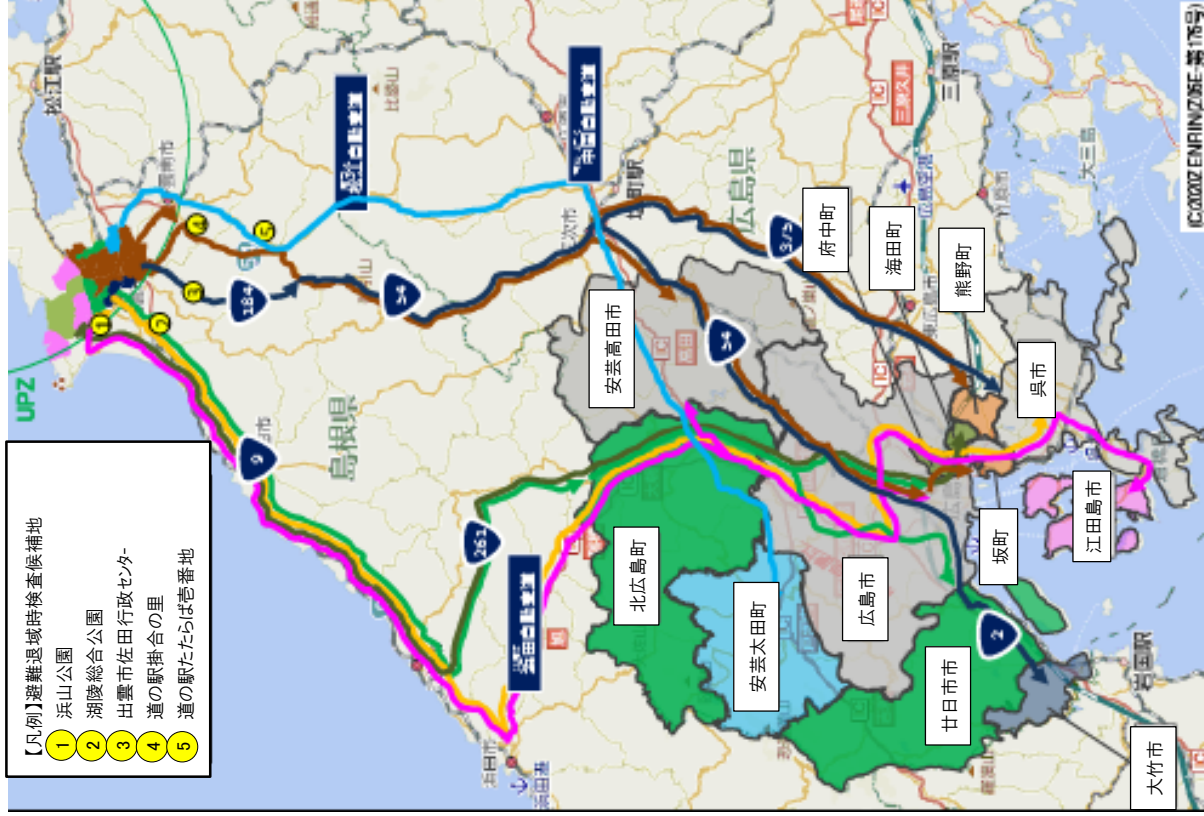
【避難退域時検査候補地】浜山公園

【避難経由所】海田小学校

→【避難所】海田公民館 他5

→【広域福祉避難所】海田町福祉センター

(11) 鳶巣・高松・直江・四絡・川跡地区の避難ルート



- 【凡例】避難区域時検査候補地
- ① 浜山公園
 - ② 湖陵総合公園
 - ③ 出雲市佐田行政センター
 - ④ 道の駅掛合の里
 - ⑤ 道の駅たたらは巻番地

鳶巣地区 避難先:府中町
 【一時集結所】鳶巣コミュニティセンター、県立大学出雲キャンパス、出雲北陵高校

【基本経路】
 国道431号→くにひき海岸道路→国道9号→国道261号→国道191号→国道54号
 【避難区域時検査候補地】浜山公園
 【避難経由所】くすのきプラザ 他2
 →【避難所】府中町立体育館 他2
 →【広域福祉避難所】くすのきプラザ小アリーナ 他1

高松地区 避難先:呉市
 【一時集結所】高松コミュニティセンター、高松小学校、浜山中学校

【基本経路】
 国道9号→江津道路→浜田道路→中国自動車道→広島自動車道→山陽自動車道
 【避難区域時検査候補地】湖陵総合公園
 【避難経由所】呉市体育館
 →【避難所】呉市立原小学校 他19
 →【広域福祉避難所】阿賀まちづくりセンター 他4

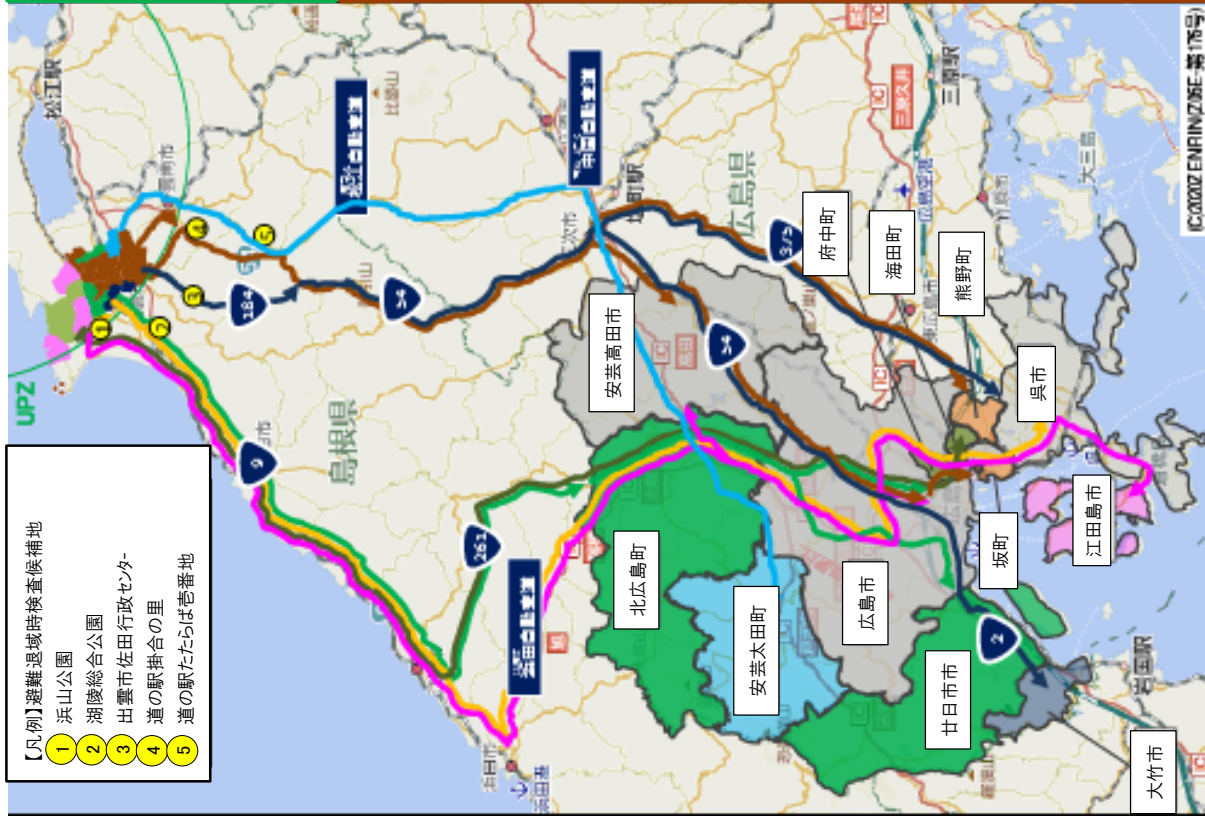
直江地区 避難先:北広島町
 【一時集結所】直江コミュニティセンター、斐川西中学校、中部小学校

【基本経路】
 国道9号→国道261号→国道191号または国道433号
 【避難区域時検査候補地】湖陵総合公園
 【避難経由所】ふれあい公園豊平どんぐり村 他3
 →【避難所】とよひらウイング 他3
 →【広域福祉避難所】大朝保健センター 他3

四絡・川跡地区 避難先:広島市
 【一時集結所】
 【四絡】四絡コミュニティセンター、四絡小学校、第三中学校、出雲ドーム
 【川跡】川跡コミュニティセンター、さんびーの出雲、川跡幼稚園、北陽小学校

【基本経路】
 国道9号→国道261号→国道191号または国道433号
 【避難区域時検査候補地】湖陵総合公園
 【避難経由所】福木公園 他22
 →【避難所】三入公民館 他95
 →【広域福祉避難所】ケアハウスラポーレ東千田 他57

(12) 今市・久木・伊波野・出西・大津・上津地区の避難ルート



- 【凡例】避難区域時検査候補地
- ① 浜山公園
 - ② 湖陵総合公園
 - ③ 出雲市佐田行政センター
 - ④ 道の駅掛合の里
 - ⑤ 道の駅たたらば香番地

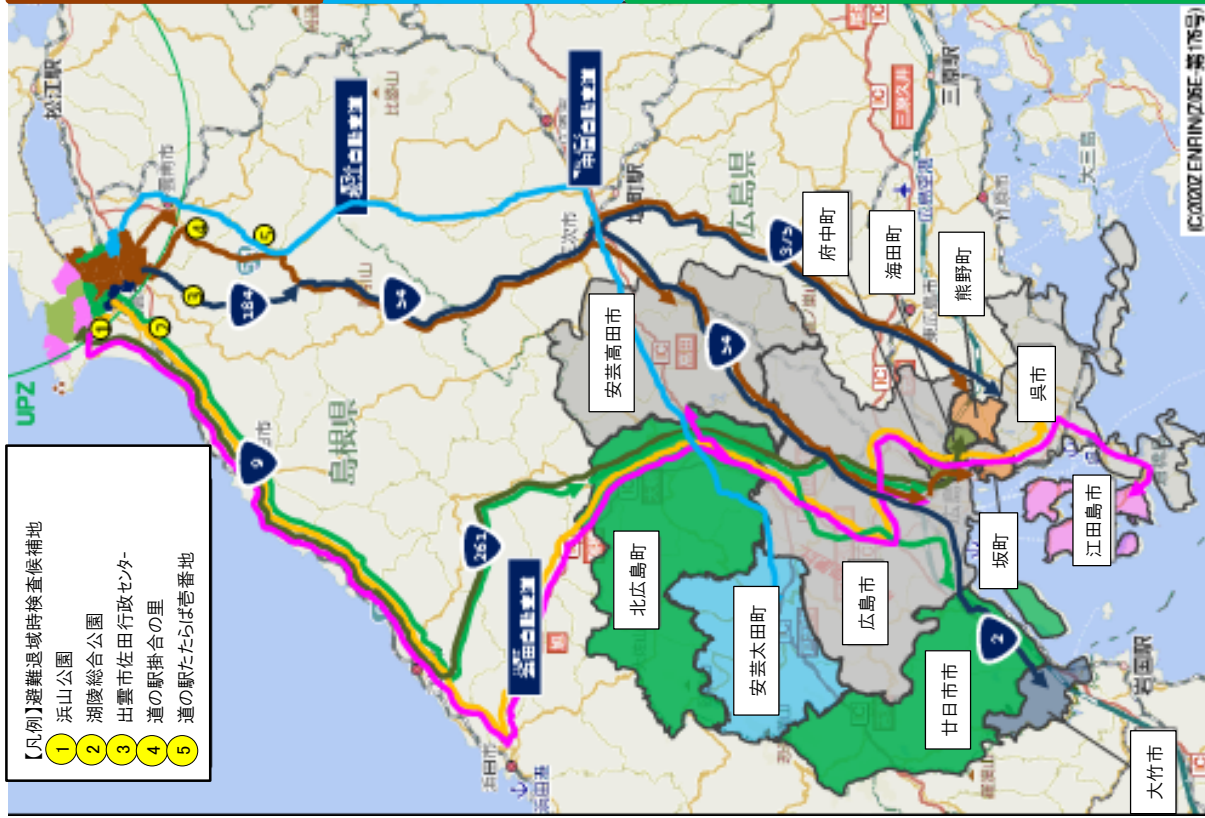
今市地区 避難先:廿日市市
 【一時集結所】今市コミュニティセンター、今市小学校、出雲科学館、ビッグハート出雲
 【基本経路】
 国道9号→国道261号→国道191号または国道433号
 【避難区域時検査候補地】湖陵総合公園
 【避難経由所】もみのき森林公園 他4
 →【避難所】吉和市民センター 他21
 →【広域福祉避難所】廿日市市総合健康福祉センター 他3

久木地区 避難先:安芸高田市
 【一時集結所】久木コミュニティセンター、JAしまねひめかわ営農総合センター
 【基本経路】県道26号→国道54号
 【避難区域時検査候補地】道の駅掛合の里
 【避難経由所】吉田運動公園
 →【避難所】クリスタルアージュ 他3
 →【広域福祉避難所】吉田生活改善センター 他3

伊波野・出西・大津地区 避難先:広島市
 【一時集結所】
 【伊波野】伊波野コミュニティセンター、アクティイひかわ、西野小学校
 【出西】出西コミュニティセンター、出西保育園、企業化支援センター
 【大津】大津コミュニティセンター、大津小学校、第一中学校、出雲商業高校、出雲中央図書館
 【基本経路】県道26号→国道54号
 【避難区域時検査候補地】道の駅掛合の里
 【避難経由所】井口台公園 他17
 →【避難所】三入公民館 他95
 →【広域福祉避難所】ケアハウスポラレ東千田 他57

上津地区 避難先:熊野町
 【一時集結所】上津コミュニティセンター、上津小学校
 【基本経路】県道26号→国道54号
 【避難区域時検査候補地】道の駅掛合の里
 【避難経由所】熊野町民体育館・熊野町民グラウンド
 →【避難所】熊野第一小学校体育館 他12
 →【広域福祉避難所】熊野町老人福祉センター 他1

(13) 稗原・阿宮・塩冶・朝山地区の避難ルート



- 【凡例】避難退域時検査候補地
- ① 浜山公園
 - ② 湖蔭総合公園
 - ③ 出雲市佐田行政センター
 - ④ 道の駅掛合の里
 - ⑤ 道の駅たたらば菴番地

稗原地区 避難先:坂町
 【一時集結所】稗原コミュニティセンター、稗原小学校、稗原交流センター
 【基本経路】県道51号→国道54号
 【避難退域時検査候補地】道の駅掛合の里
 【避難経由所】坂町北新地グラウンド
 → 【避難所】町民交流センター (Sunstar Hall) 他2
 → 【広域福祉避難所】坂町保健センター 他1

阿宮地区 避難先:安芸太田町
 【一時集結所】阿宮コミュニティセンター
 【基本経路】県道26号→松江自動車道→中国自動車道→国道188号
 【避難退域時検査候補地】道の駅たたらば菴番地
 【避難経由所】加計体育館 他1
 → 【避難所】殿賀ふれあいプラザ 他7
 → 【広域福祉避難所】川・森・文化・交流センター 他1

塩冶地区 避難先:呉市
 【一時集結所】塩冶コミュニティセンター、出雲市民会館、出雲工業高校、第二中学校、塩冶小学校
 【基本経路】国道184号→国道54号
 【避難退域時検査候補地】出雲市佐田行政センター
 【避難経由所】呉市総合体育館
 → 【避難所】呉市立和庄小学校 他28
 → 【広域福祉避難所】昭和三ちづくりセンター 他2

朝山地区 避難先:大竹市
 【一時集結所】朝山コミュニティセンター、みなみ小学校、南中学校
 【基本経路】国道184号→国道54号
 【避難退域時検査候補地】出雲市佐田行政センター
 【避難経由所】大竹市役所
 → 【避難所】大竹市総合市民会館
 → 【広域福祉避難所】サントピア大竹

(14) 住民への広報手段

1. 報道機関

① テレビ、ラジオ

2. 自治体（出雲市）

① 防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）

② 緊急速報メール（エリアメール）

③ いずれも防災メール

④ ひらたCATV（音声告知端末、テロップ放送）

⑤ 出雲ケーブルテレビ（L字放送）

⑥ エフエムいずも

⑦ 大社ご縁ネット

⑧ 市ホームページ

⑨ SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）

⑩ 市広報車による広報

⑪ FAX（地区災害対策本部への主な情報伝達手段）

(15) 広域避難計画の改定

国の防災基本計画、原子力災害対策指針、島根県広域避難計画等の改定を踏まえ、本年10月に出雲市の広域避難計画を改定しました。

改定のポイントは、次のとおりです。

- ① **避難退域時検査及び簡易除染の実施**
住民等が広域避難する過程で行う避難退域時検査及び簡易除染に関する手順を記載
- ② **避難退域時検査候補地の選定及び避難ルートの見直し**
避難退域時検査候補地の選定と、それに伴う避難ルートの見直し内容を反映
- ③ **安定ヨウ素剤の配布・服用**
安定ヨウ素剤の配布方法や備蓄場所等を記載
- ④ **一時集結所の見直し**
バス等で避難される方の集合場所である一時集結所の見直し

3. 中国電力との安全協定に関する取組

平成30年7月に出雲市、安来市及び雲南市が行った立地自治体と同様の安全協定の締結を求め、本年8月に中国電力から回答がありました。

この回答を踏まえ、安全協定運営要綱等の改定を行うとともに、知事・3市長会議を設置しました。

◎立地自治体と周辺自治体との安全協定の相違点及び中国電力の回答

	立地自治体	周辺自治体	中国電力の回答
核燃料物 質等の輸 送計画に 対する事 前連絡	<ul style="list-style-type: none">• 年間の輸送計画 (前年度末まで)• 輸送計画、安全対策 (30日前まで)• 上記の確定連絡(直前)	<ul style="list-style-type: none">• 年間の輸送計画 (前年度末まで)• 輸送計画、安全対策 (30日前まで)• 確定連絡(直前)の規定な し	立地自治体と同 様な情報連絡を 行うこととした い。

3. 中国電力との安全協定に関する取組

	立地自治体	周辺自治体	中国電力の回答
立入調査	<p>発電所周辺の安全を確保するため必要があると認められる場合は、職員を発電所に立入調査させることができる。</p>	<p>発電所周辺の安全を確保するため必要があると認められる場合は、職員を発電所を現地確認させることができる。 <u>周辺自治体は、意見を述べることができ、中国電力は誠意をもって対応する。</u></p>	<p>これまでの「現地確認」に加え、県へ「立入調査」の実施を要請いただくこととしたい。</p>
適切な措置の要求	<p>立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のための特別な措置を講ずる必要があると認められる場合は、<u>適切な措置（運転停止を含む）を講ずることを求めることができる。</u></p>	<p>規定なし</p>	<p>県が「適切な措置の要求」を実施する際に、周辺3市の意見を聞いていただくこととしたい。</p>
事前了解	<p>以下の事項について、事前了解を得ることが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> • 発電所の増設計画、重要な変更を行う場合 • 廃止措置計画、同計画の重要な変更 	<p>以下の事項について、報告が必要</p> <p><u>周辺自治体は意見を述べる</u> <u>ことができ、中国電力は誠意をもって対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 発電所の増設計画、重要な変更を行う場合 • 廃止措置計画、同計画の重要な変更 	<p>見直すことは困難である。 県が重要な判断を行うにあたって、県が周辺3市の意見を聞くための会議を設置いただきたい。</p>

4. 今後の対応

(1) 中国電力との安全協定については、引き続き立地自治体と同様の安全協定の締結を求めていきます。

(2) 広域避難計画については、原子力防災訓練等を通じて行政の対応能力の向上や避難先自治体との連携強化を進めるとともに、広報、学習会等を繰り返し行うことにより住民周知を図り、実効性を高めていきます。

(3) 島根原子力発電所2号機の再稼働については、国や中国電力からの安全性や必要性、住民の避難対策等の説明を受け、そして住民説明会をはじめ、市議会、原子力発電所環境安全対策協議会、原子力安全顧問等の意見を踏まえ、総合的に判断します。